

【テーマ2】 訪問看護 参考資料

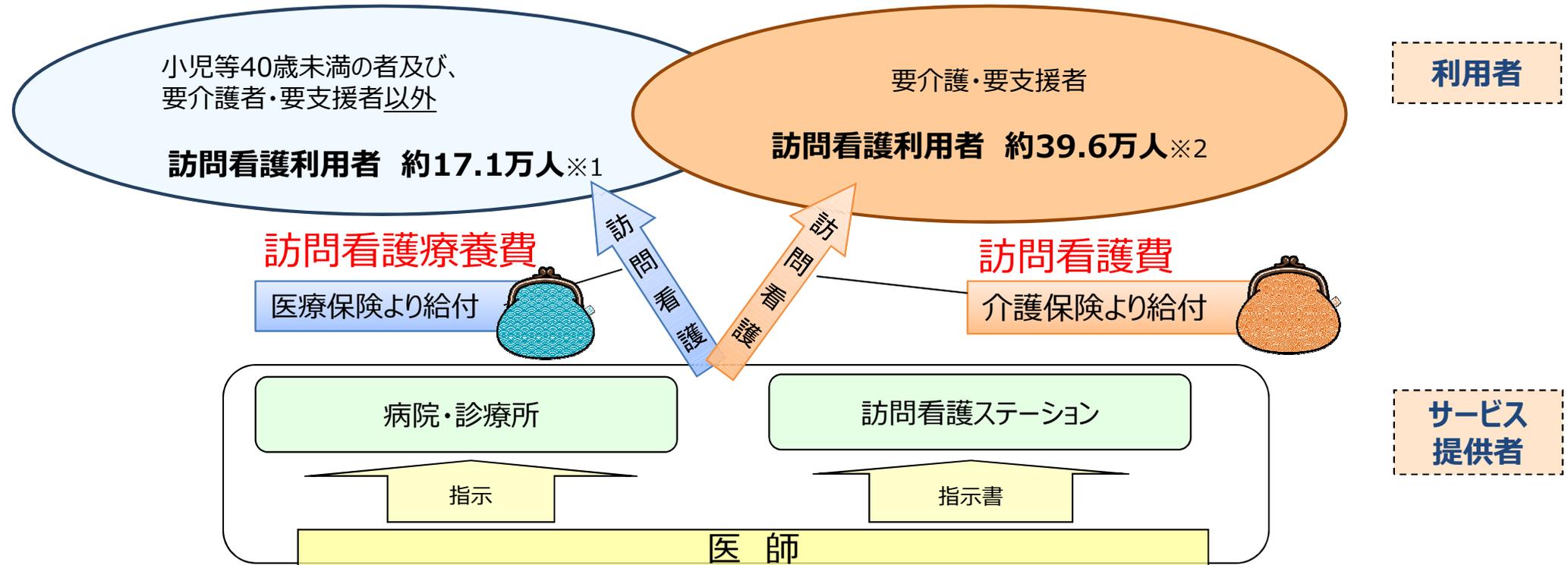
1. 訪問看護のサービス提供体制
2. 訪問看護に係る報酬上の評価
3. 訪問看護と看取り(24時間対応等)

【テーマ2】 訪問看護

1. 訪問看護のサービス提供体制
2. 訪問看護に係る報酬上の評価
3. 訪問看護と看取り(24時間対応等)

訪問看護の仕組み

- 疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両者から行うことができる。
- 利用者は年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となるが、介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われる。



出典：※1保険局医療課調べ（平成27年6月審査分より推計）

※2介護給付費実態調査（平成27年6月審査分）

医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ (図)

【医療保険】

【介護保険】

小児等40歳未満の者、
要介護者・要支援者
以外

(原則週3日以内)

要支援者・要介護者

(限度基準額内 無制限)
(ケアプランで定める)

厚生労働大臣が定める者
(特掲診療料・別表第7※1)

特別訪問看護指示書注)の交付を受けた者
有効期間:14日間 (一部、2回交付可※2)

厚生労働大臣が
定める者
(特掲診療料・
別表第8※3)

認知症以外の精神疾患

算定日数
制限無し

※1: 別表第7

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症

プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
脊髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

※2: 特別訪問看護指示書を月2回交付できる者 (有効期間: 28日間)

- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

注): 特別訪問看護指示書

患者の主治医が、診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回(週4日以上)の訪問看護を行う必要性を認め、訪問看護ステーションに対して交付する指示書。

※3: 別表第8

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

訪問看護ステーションの指定基準等

必要となる人員・設備等

	指定訪問看護ステーション	病院又は診療所※
人員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師又は准看護師(看護職員) 常勤換算で2.5以上となる員数 うち1名は常勤 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 【管理者】 <ul style="list-style-type: none"> 専従かつ常勤の保健師又は看護師であって、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数
設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら事業の用に供する区画 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品

※ 介護保険のみ

保険制度別の訪問看護の基準等

	医療保険		介護保険	
評価項目	訪問看護療養費	在宅患者訪問看護・指導料、 同一建物居住者訪問看護・ 指導料 精神科訪問看護・指導料	訪問看護費 介護予防訪問看護費	
実施主体	訪問看護ステーション 	病院・診療所 	訪問看護ステーション 	病院・診療所 
実施者	(共通) 看護師、		保健師、 准看護師	
	助産師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	助産師 作業療法士 精神保健福祉士	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	
訪問場所	居宅	患家	居宅 	
対象者	疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者	在宅で療養を行っている患者であって通院が困難な患者	居宅要介護者・居宅要支援者であって、通院が困難な利用者	

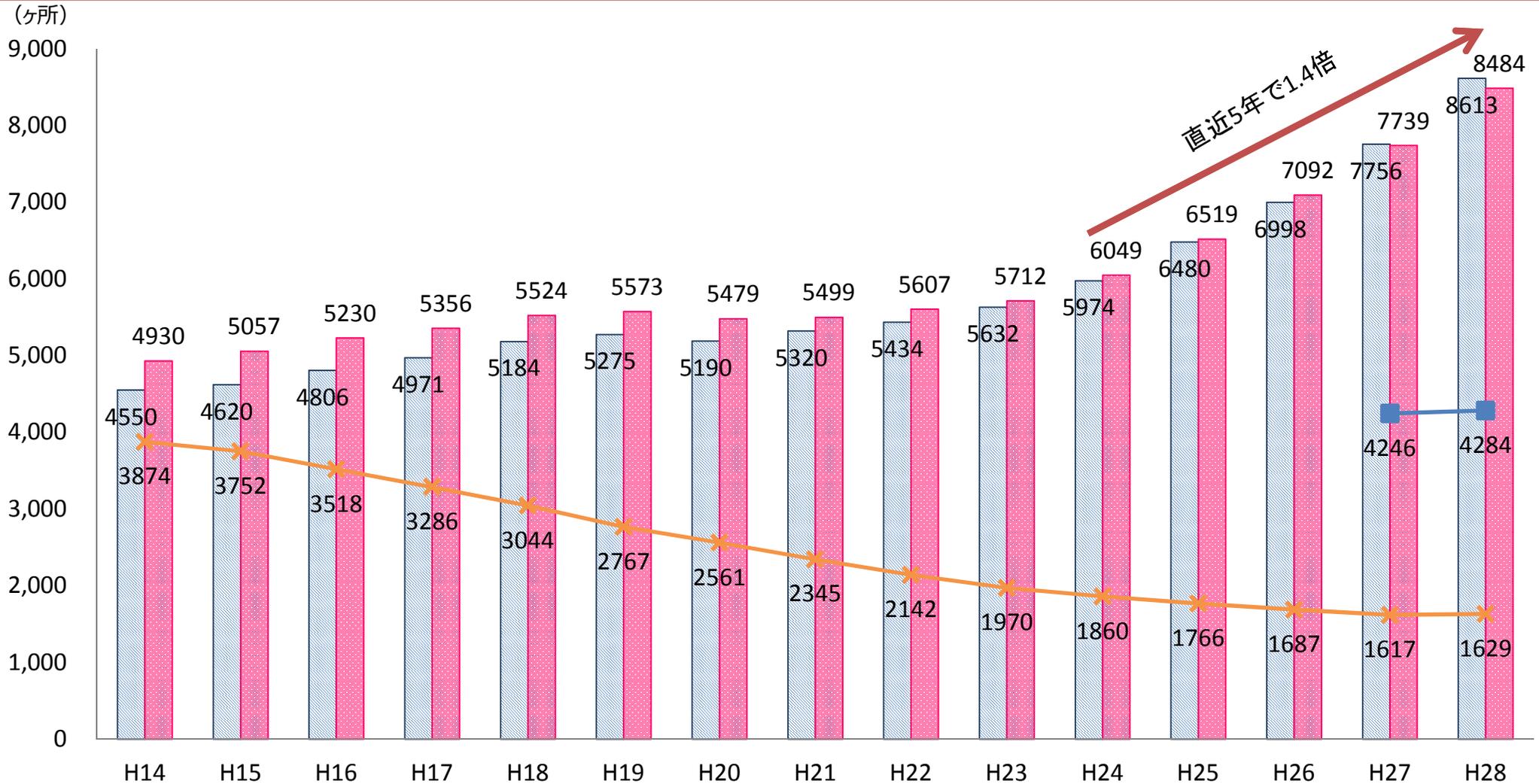
訪問看護ステーションの指定

- 訪問看護ステーションは、介護保険の指定訪問看護事業所としての指定を受けると医療保険上においても指定を受けたとみなされる。
- 病院・診療所は、介護保険の場合は指定訪問看護事業所とみなされるが、医療保険においては保険医療機関の診療報酬として「在宅患者訪問看護・指導」等を算定可能であり、訪問看護事業所としての指定は不要である。

	訪問看護ステーション	病院・診療所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護
介護保険	<p>介護保険の指定訪問看護事業所としての指定を受ける (都道府県)</p> <p>〔 主な要件 看護師等2.5人以上 看護職員の管理者 〕</p> <p>サテライト (従たる事業所)</p>	<p>介護保険の指定訪問看護事業所とみなされる</p> <p>〔 主な要件 看護職員適当数 〕</p>	<p>同一の事業所において、一体的に運営されている場合に指定訪問看護事業所とみなされる</p> <p>サテライト (従たる事業所)</p>
医療保険	<p>介護保険の指定を受けると医療保険の指定訪問看護事業所としてみなされる</p> <p>※ 介護保険だけの指定を受けたい場合は、別段の申出をする。</p> <p>※ 健康保険だけの指定を受けたい場合は、厚生労働大臣に申請</p> <p>〔 主な要件 介護保険と同じ 〕</p> <p>サテライト (従たる事業所)</p>	<p>医療機関からの在宅患者訪問看護・指導</p>	<p>介護保険の指定を受けると医療保険の指定訪問看護事業所としてみなされる</p> <p>サテライト (従たる事業所)</p>

訪問看護の実施事業所・医療機関数の年次推移

○ 訪問看護ステーションの数は、近年の増加が著しい。訪問看護を行う病院・診療所は、医療保険で実施する病院・診療所が多く、介護保険を算定する病院・診療所は減少傾向である。



■ 医療保険の訪問看護ステーション(訪問看護療養費)

■ 医療保険の訪問看護を行う病院又は診療所※

※在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料
及び精神科訪問看護・指導料を算定する病院・診療所

■ 介護保険の訪問看護を行う訪問看護ステーション(訪問看護費)

■ 介護保険の訪問看護を行う病院又は診療所(訪問看護費)

出典：「医療費の動向調査」の概算医療費データベース（各年5月審査分）、NDBデータ（各年5月診療分）、「介護給付費実態調査」（各年4月審査分）

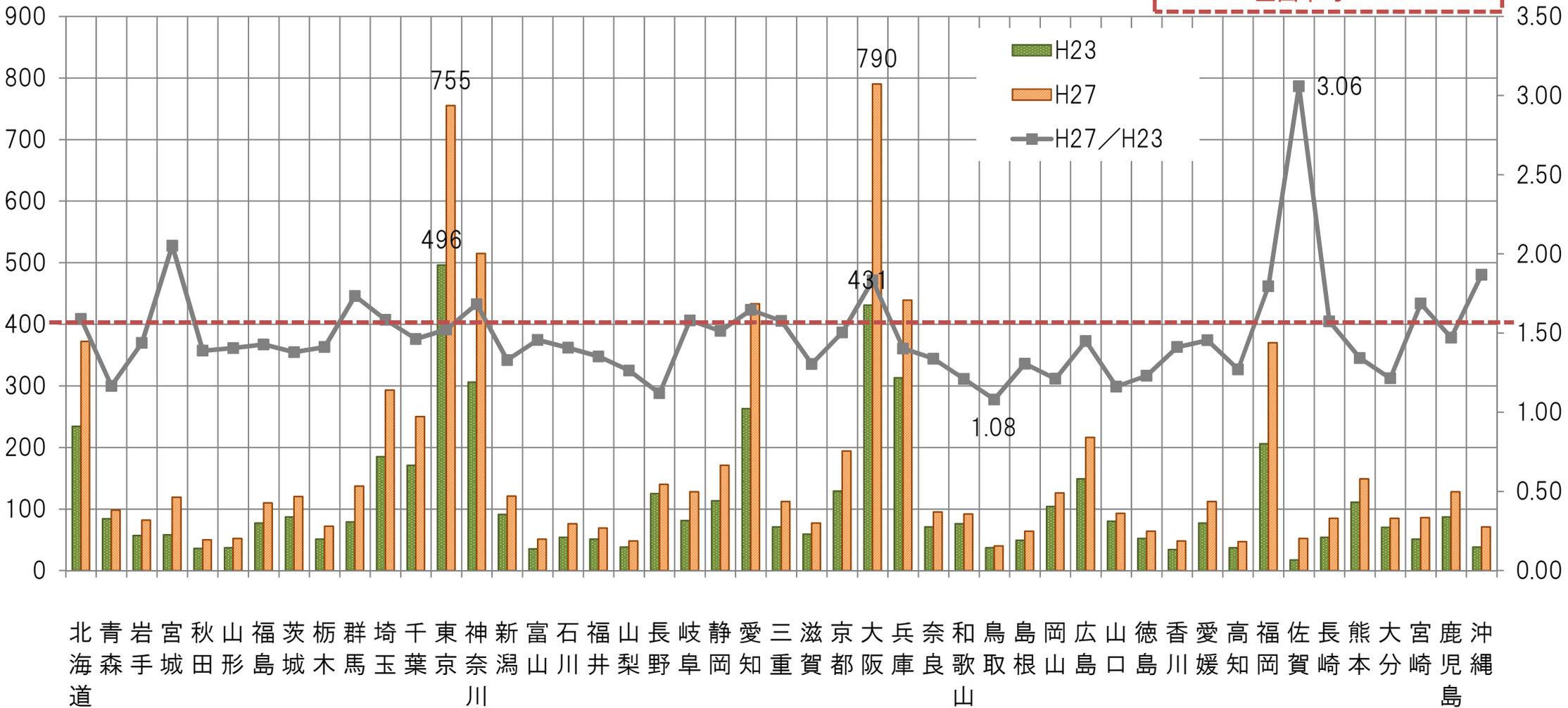
都道府県別 訪問看護ステーション数の推移 (平成23年と平成27年の比較)

○ 平成23年から平成27年までの5年間ですべての都道府県で増加しており、全国平均で1.52倍増加している。

■ 平成23年と平成27年の訪問看護ステーション数及び増加率

H27事業所数/H23事業所数
全国平均 1.52

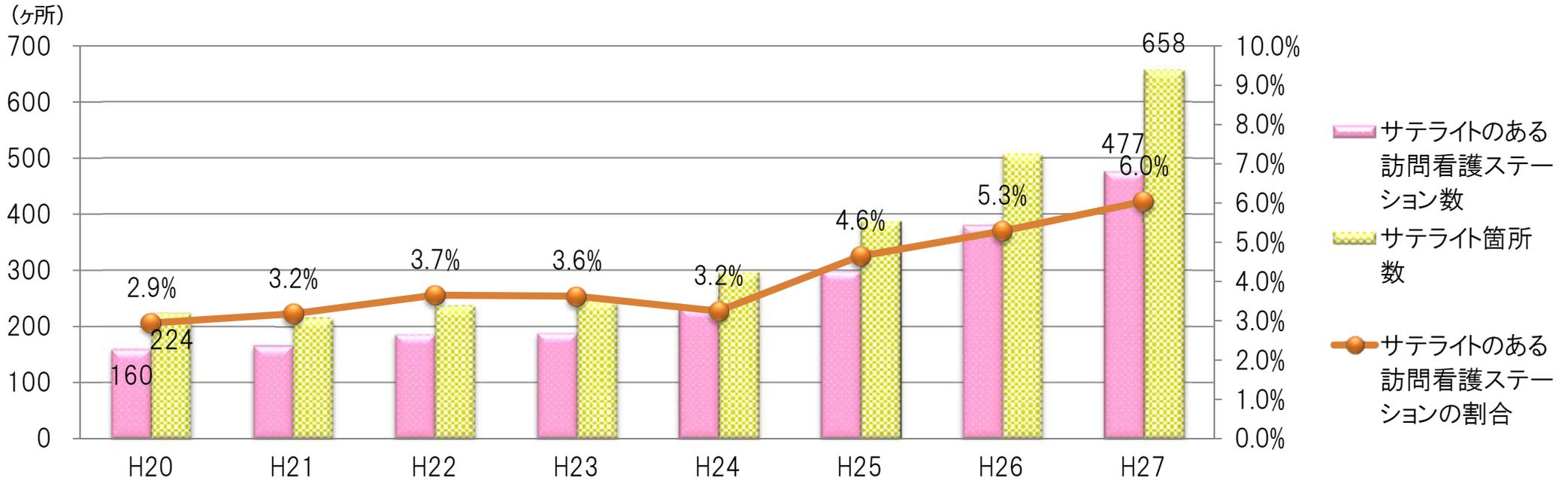
(ヶ所)



従たる事業所（サテライト）数の推移

○ 従たる事業所を設置する訪問看護ステーションは、平成27年度で約6%であるが、徐々に増えてきており、近年の従たる事業所の箇所数の伸びが大きい。

■ サテライトのある訪問看護ステーション数等の推移



出典：介護サービス施設・事業所調査（各年9月）

■ 従たる事業所（サテライト）について

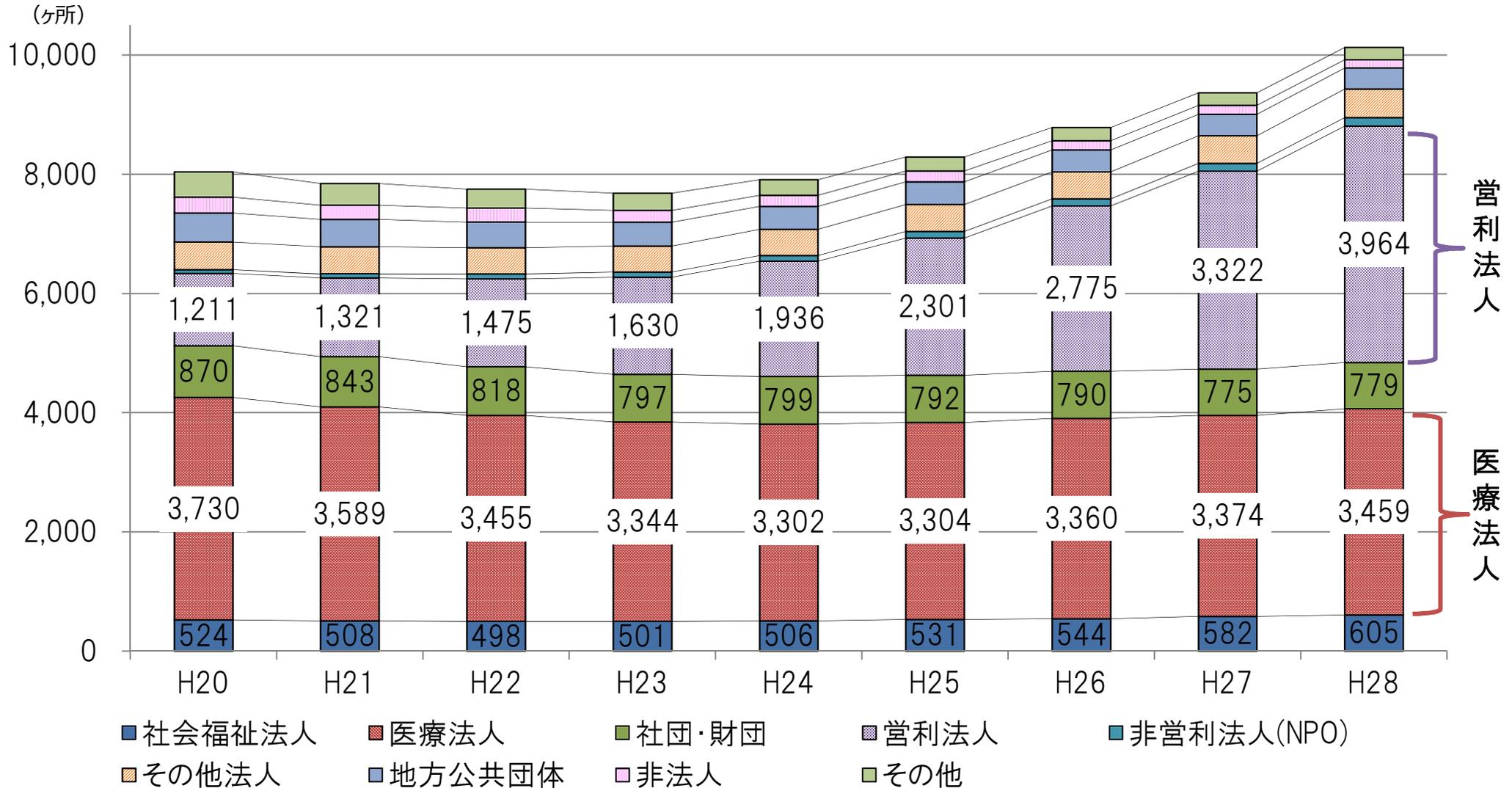
利用者宅に近い場所から、より効率的に訪問看護を提供するため、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「従たる事業所」という。)であって、一定の要件を満たすものについては、一体的な指定訪問看護の提供の単位として、従たる事業所(サテライト)を主たる事業所と含めて指定することが可能となっている。



法人種別訪問看護ステーション数の推移

○ 法人種別では、医療法人と営利法人が多く、営利法人の事業所の増加が著しい。

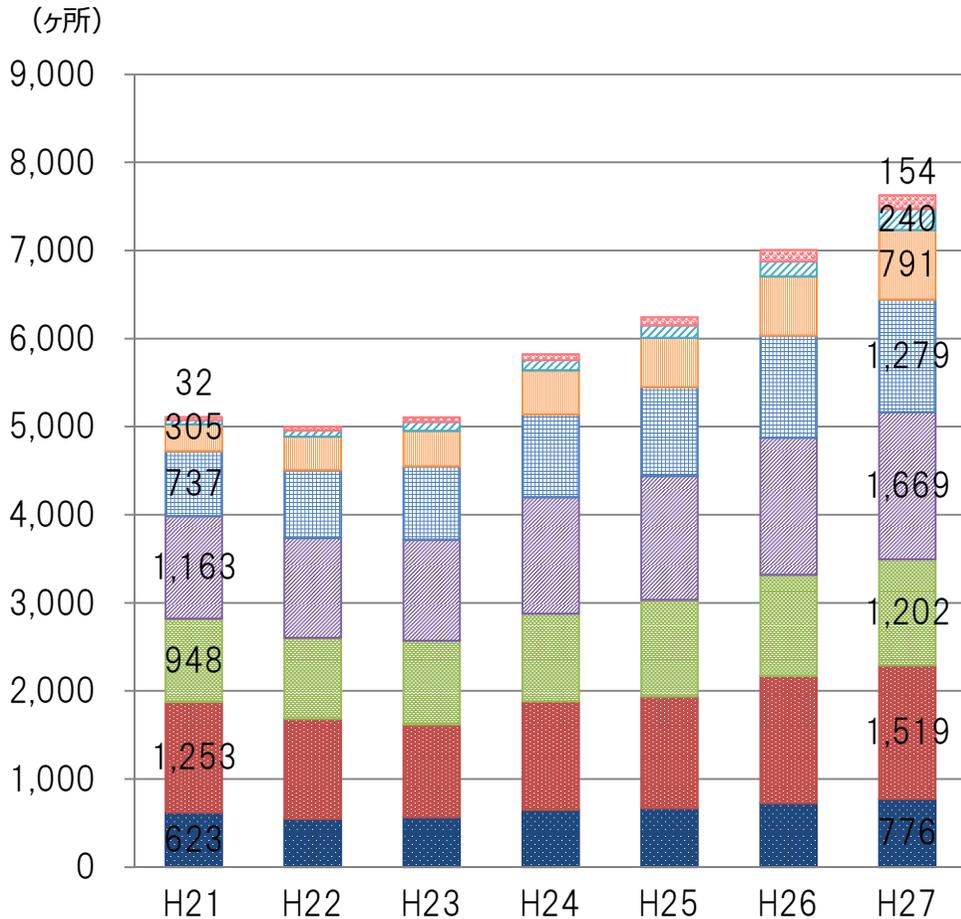
■ 法人種別訪問看護ステーション数の推移



訪問看護ステーションの従業員規模別の推移

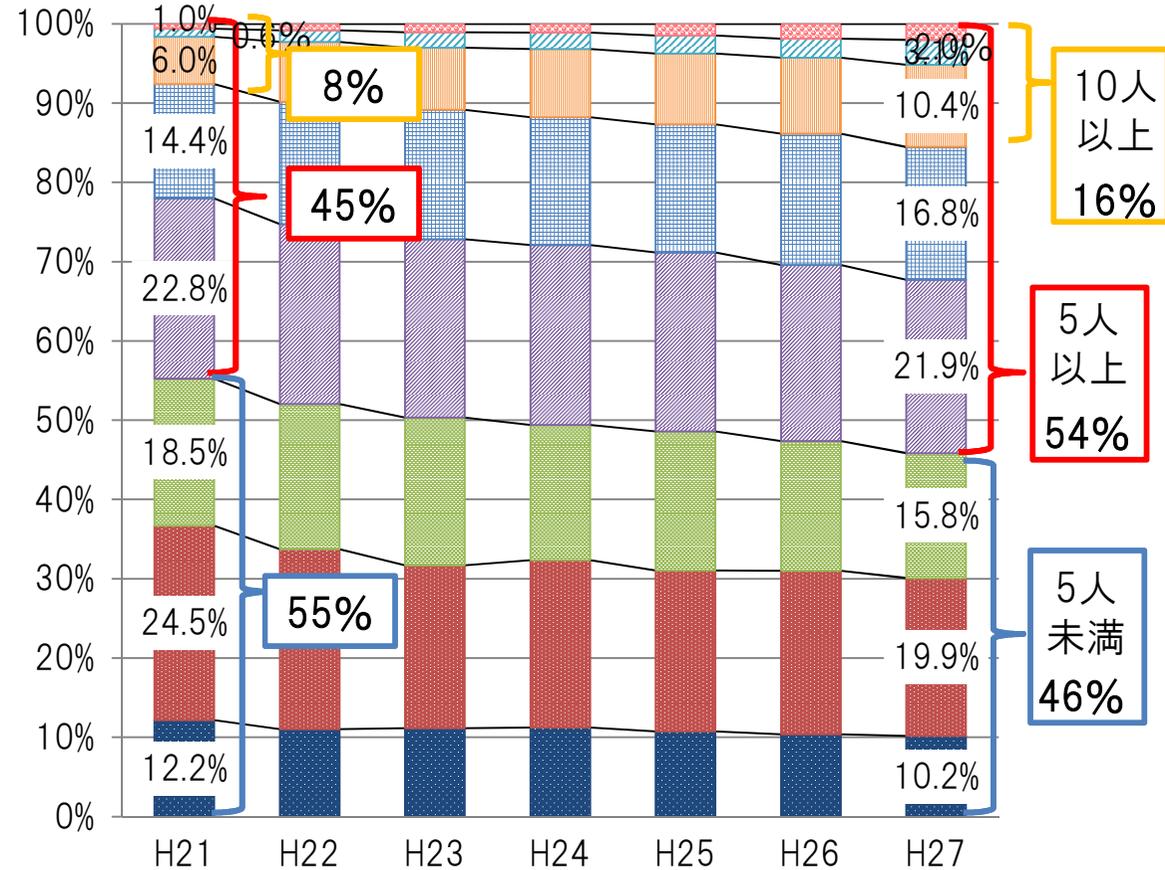
○ 訪問看護ステーションの従業員は、5人未満のステーションが約半数であるが、5人以上のステーションが徐々に増えている。

■ 従業員規模別の訪問看護ステーション数の推移



■ 2.5~3人未満 ■ 3~4人未満 ■ 4~5人未満
 ■ 5~7人未満 ■ 7~10人未満 ■ 10~15人未満
 ■ 15~20人未満 ■ 20人以上

■ 従業員規模別の訪問看護ステーション数(割合)の推移



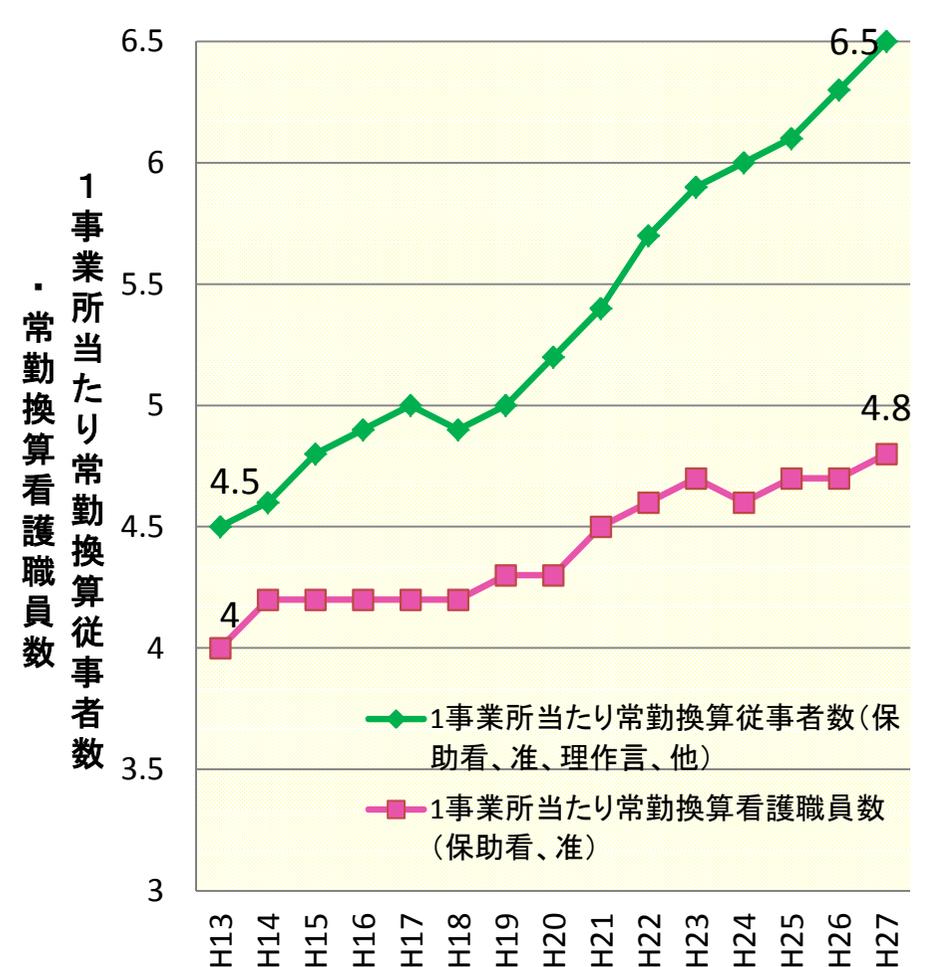
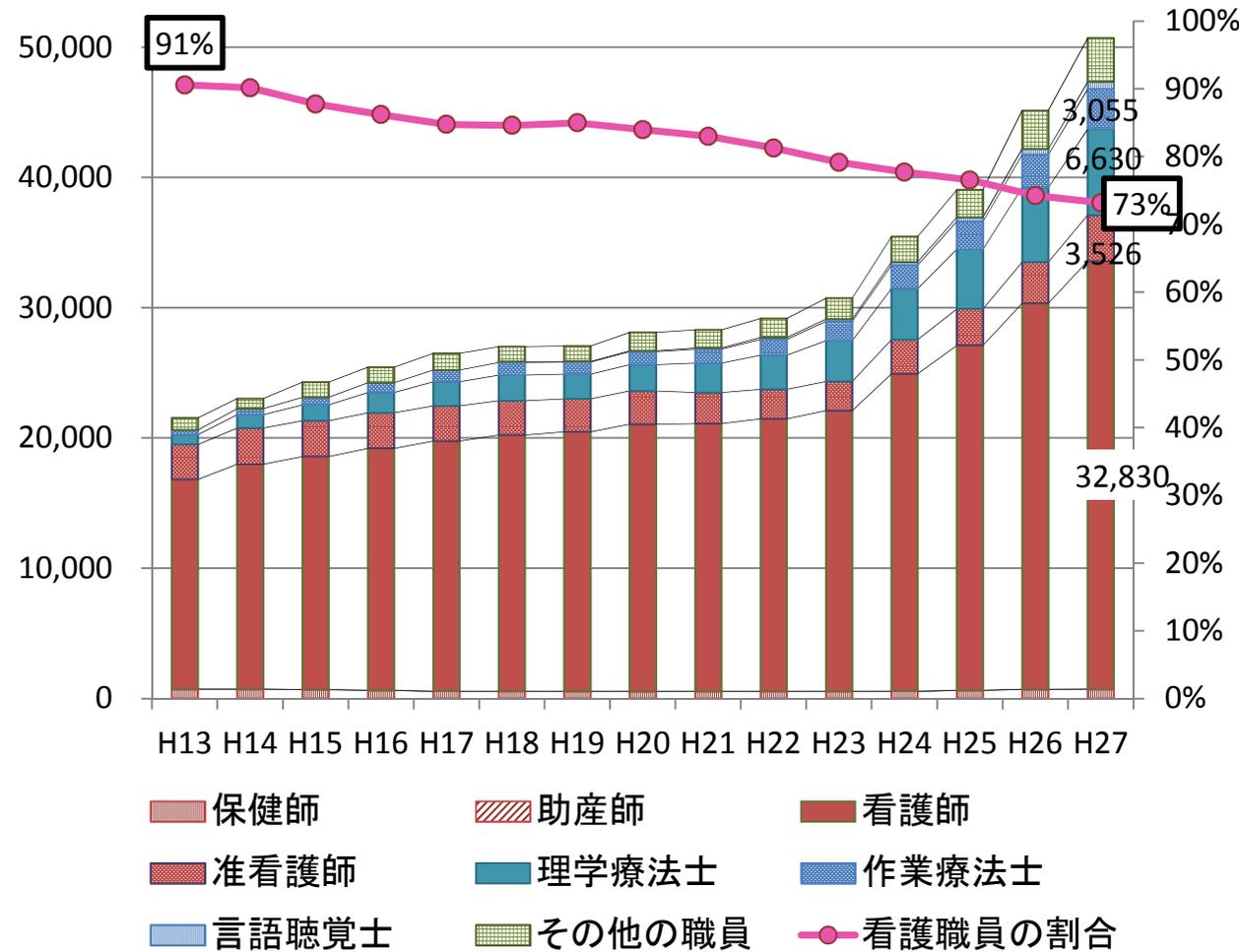
■ 2.5~3人未満 ■ 3~4人未満 ■ 4~5人未満
 ■ 5~7人未満 ■ 7~10人未満 ■ 10~15人未満
 ■ 15~20人未満 ■ 20人以上

訪問看護ステーションの従事者数の推移

- 訪問看護ステーションの従事者数（常勤換算）は看護師33,000人、准看護師3,500人、理学療法士6,600人、作業療法士3,000人であり、いずれの職種も年々増加している。全従事者に占める看護職員の割合は73%であり、低下傾向である。
- 1事業所あたりの従事者数は6.5人で、そのうち看護職員は4.8人である。

■ 職種別の従事者数の推移（常勤換算）

■ 訪問看護ステーションの1事業所当たり従事者数（常勤換算）



【テーマ2】 訪問看護

1. 訪問看護のサービス提供体制
2. 訪問看護に係る報酬上の評価
3. 訪問看護と看取り(24時間対応等)

医療保険及び介護保険における訪問看護の評価の構成

【医療保険】

病院・
診療所

在宅患者訪問看護・指導料、
同一建物居住者訪問看護・指導料
1日につき 週3日目まで580点

+

加算

精神科訪問看護・指導料
1日につき 週3日目まで30分以上 580点

+

加算

訪問看護
ステーション

訪問看護基本療養費
1日につき 週3日目まで 5,550円

+

基本療養
費に係る
加算

精神科訪問看護基本療養費
1日につき 週3日目まで30分以上 5,550円

+

基本療養
費に係る
加算

訪問看護管理療養費

【月の初日】
機能強化型1:12,400円、
機能強化型2:9,400円
その他:7,400円
【月の2日目以降】2,980円

+

管理療
養費に
係る加
算

訪問看護情報
提供療養費
月1回に限り
1,500円
訪問看護ターミ
ナルケア療養費
20,000円

【介護保険】

病院・
診療所

訪問看護費

20分未満:262単位
30分未満:392単位
30分以上1時間未満:567単位
1時間以上1時間30分未満:835単位

+

加算

-

減算

訪問看護
ステーション

訪問看護費

20分未満:310単位
30分未満:463単位
30分以上1時間未満:814単位
1時間以上1時間30分未満:1117単位
理学療法士等による訪問:302単位(1回当たり20分以上 週6回まで)

+

加算

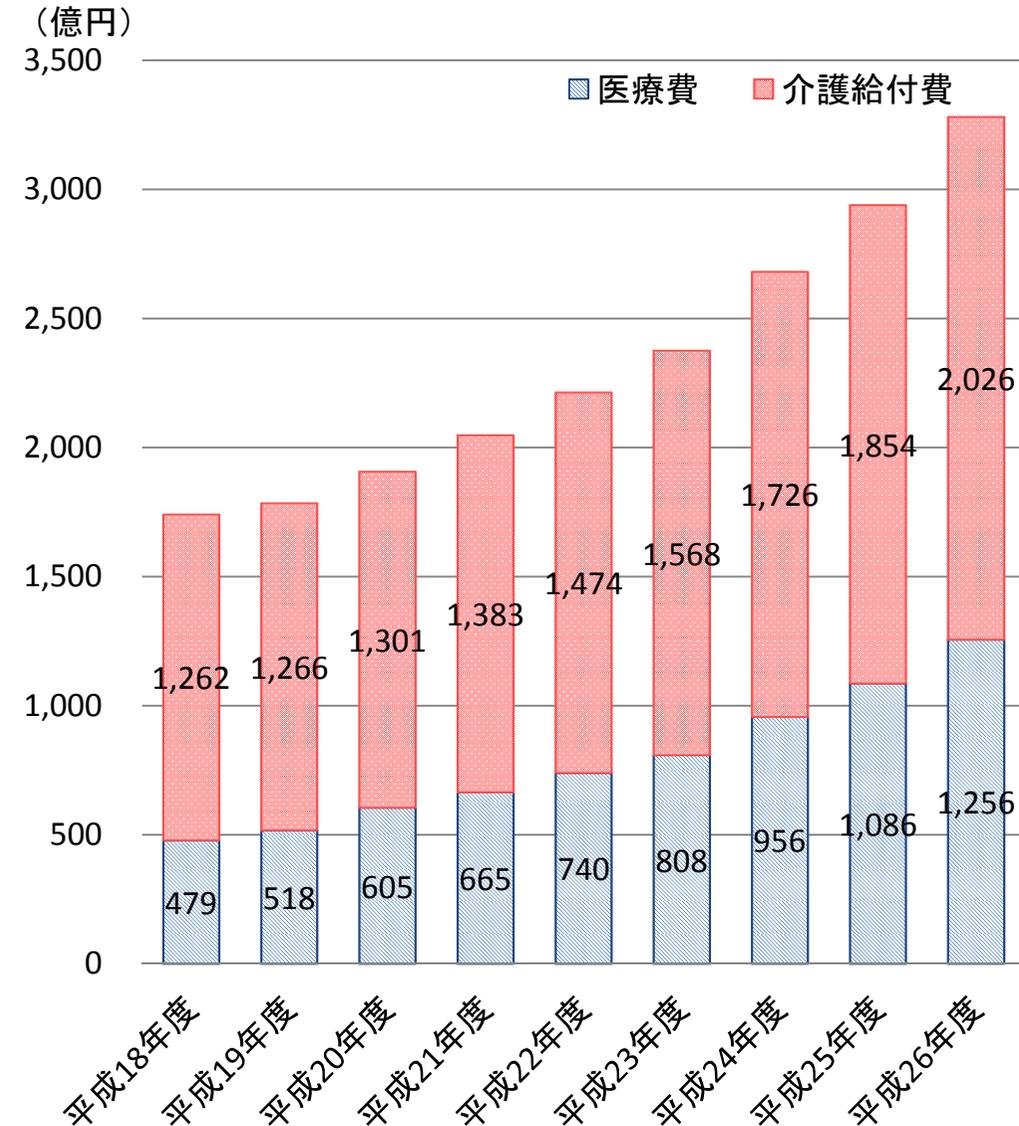
-

減算

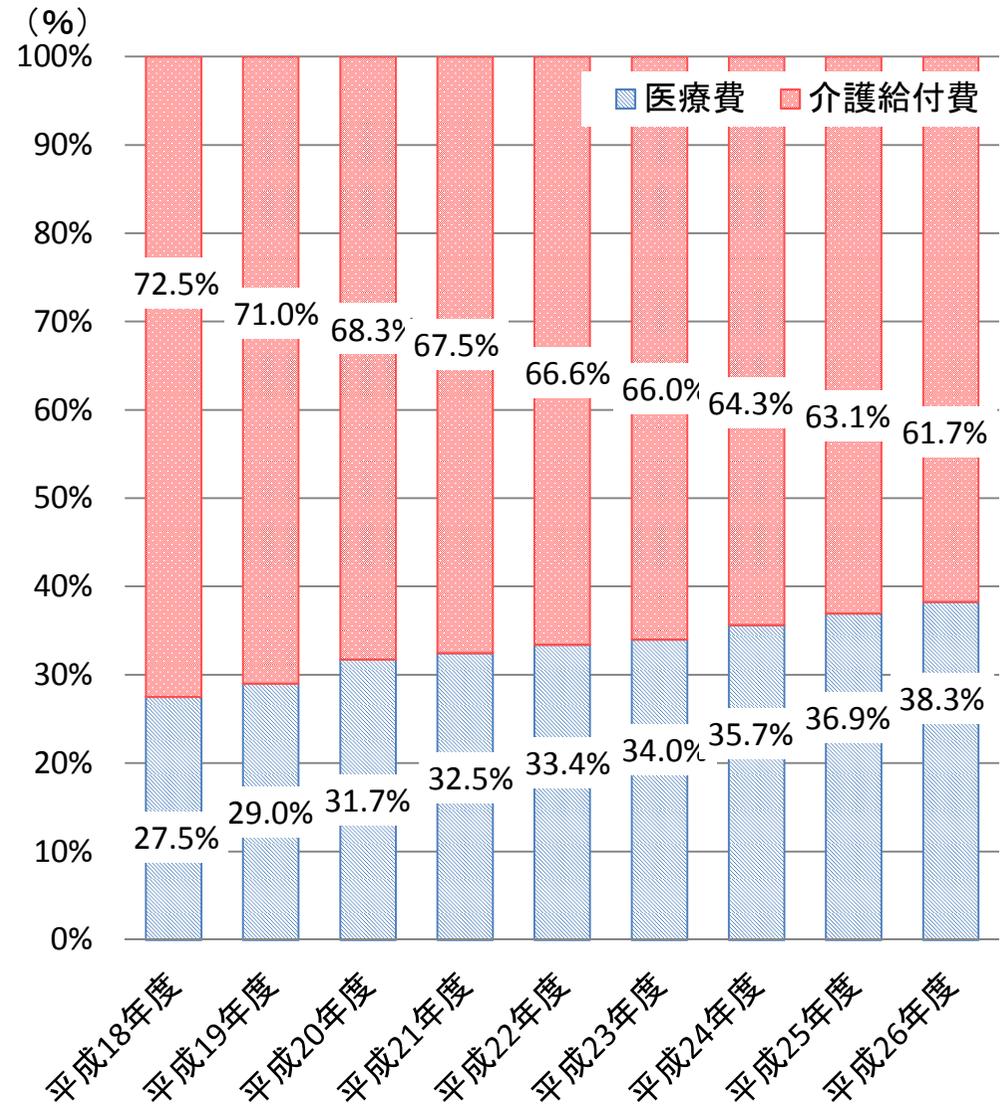
訪問看護に係る医療費・介護給付費の推移

○ 訪問看護ステーション利用にかかる費用は、介護給付費のほうが多く占めるが、医療費の占める割合が徐々に増えている。

■ 医療費・介護給付費の推移



■ 医療費・介護給付費の割合推移



※ 医療費…健康保険、後期高齢者医療制度、公費負担医療、自費
 介護給付費…訪問看護費・介護予防訪問看護費

出典：国民医療費の概況(平成18～26年度)、介護給付費実態調査(平成18～26年度)

訪問看護ステーションの利用者数の推移

○ 訪問看護ステーションの利用者数は、介護保険、医療保険ともに増加しており、特に医療保険の利用者数が伸びている。

■ 訪問看護利用者数の推移

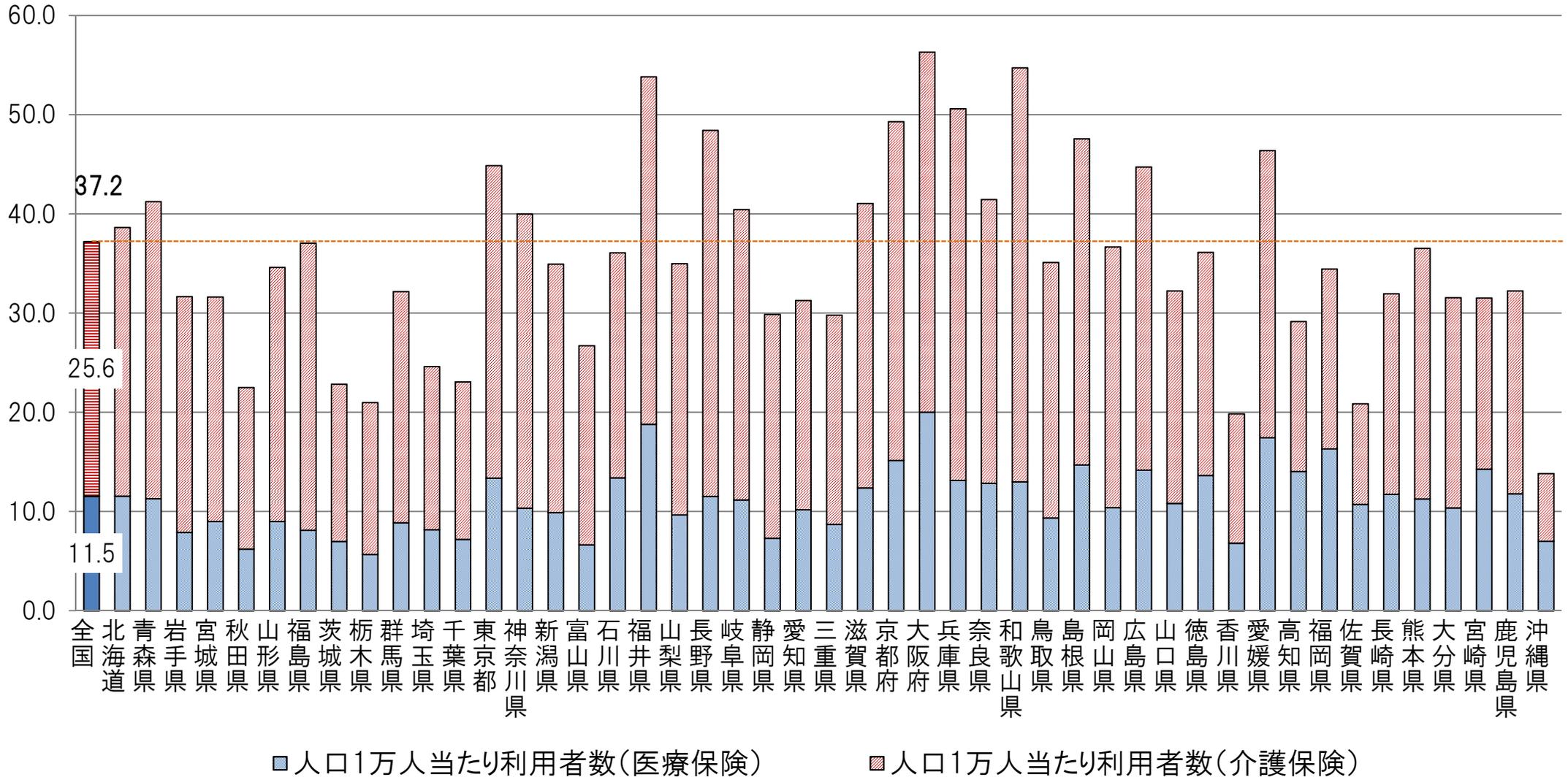


* 増加率…平成13年を1とした時の伸び率

都道府県別の訪問看護利用者数（人口1万人当たり）

○ 人口1万人当たりの訪問看護の利用者数は37.2人であり、介護保険の利用者は25.6人、医療保険の利用者は11.5人である。

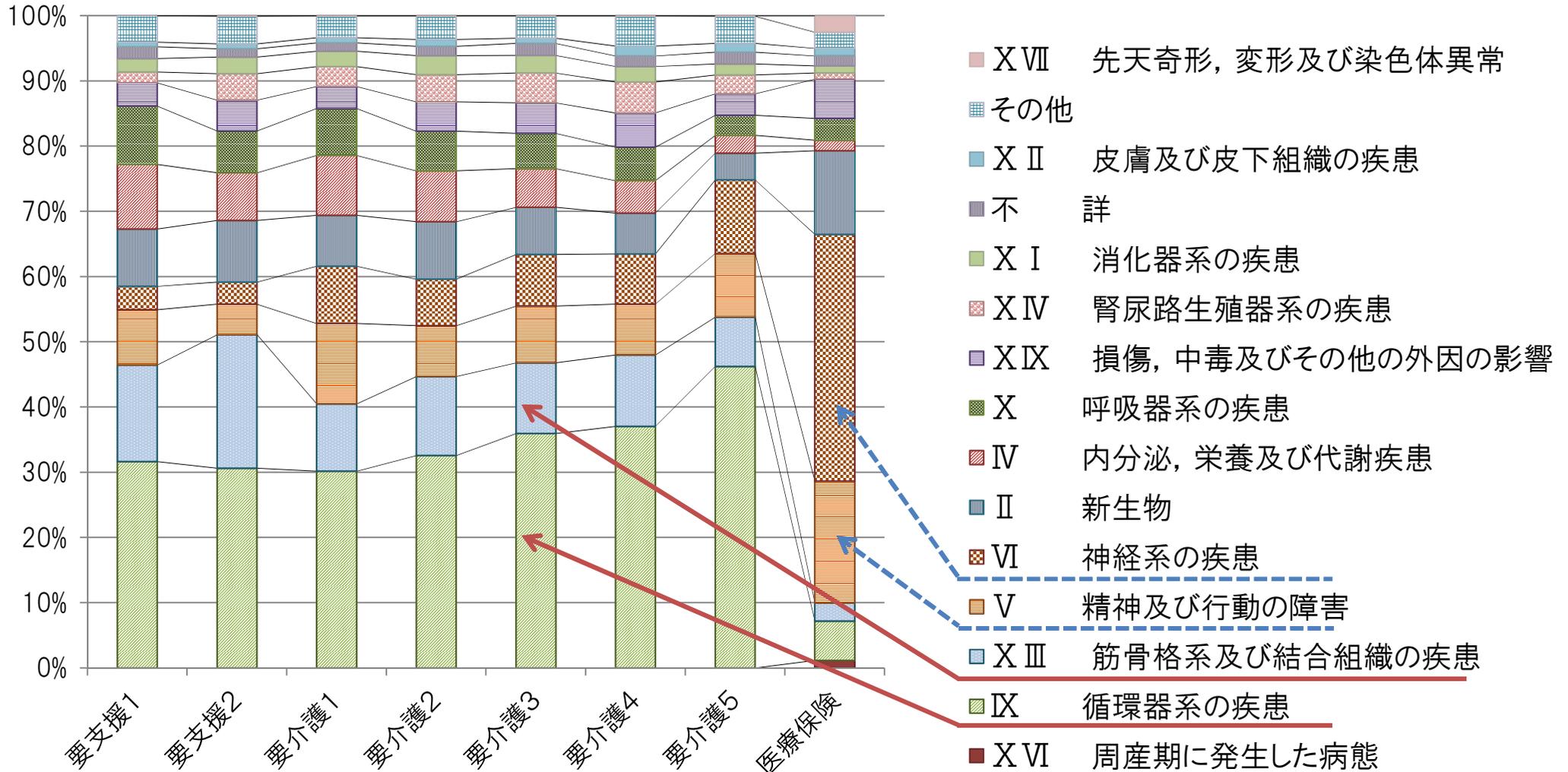
(人)



訪問看護ステーションの利用者の傷病分類

○ 介護保険の利用者は、「循環器系の疾患」「筋骨格系及び結合組織の疾患」が多く、医療保険の利用者は、「神経系の疾患」「精神及び行動の障害」が多い。

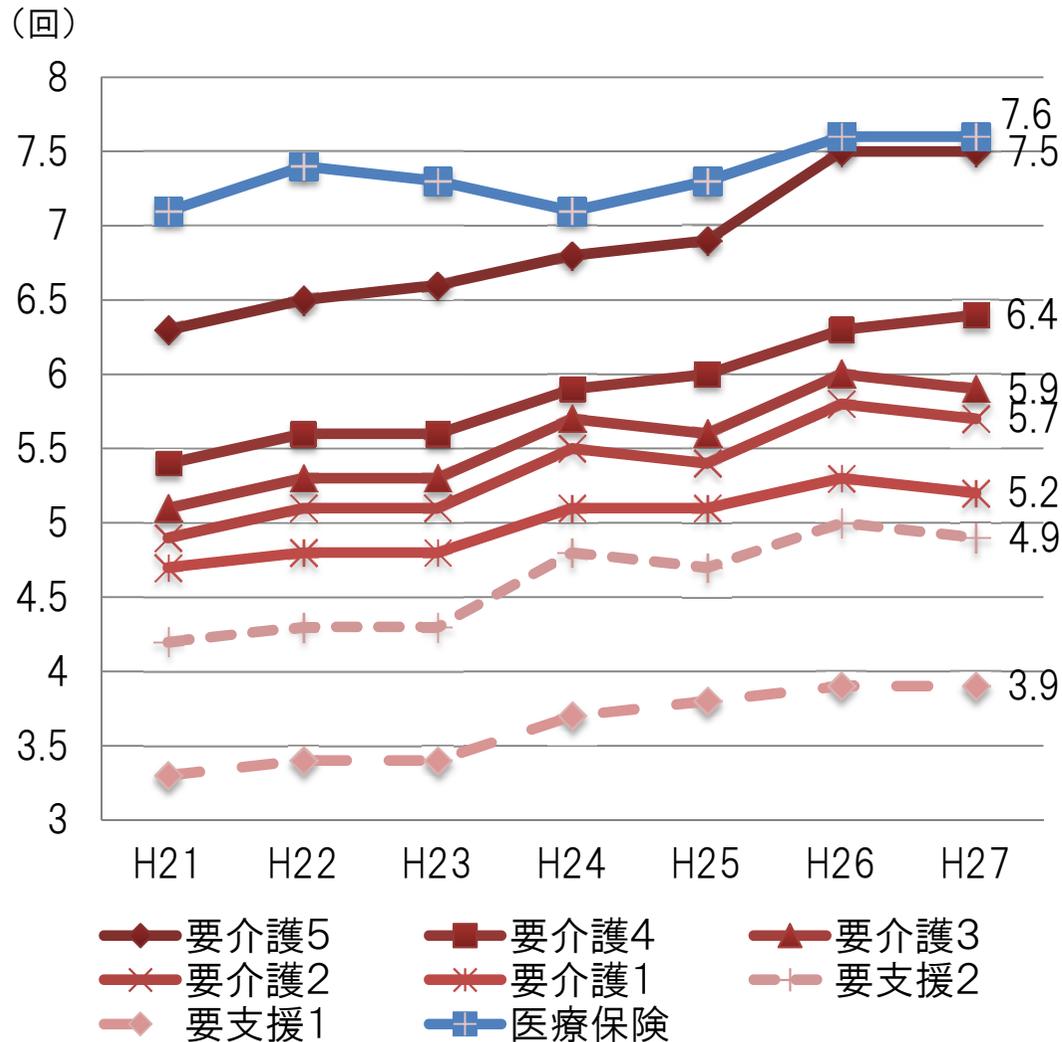
■ 訪問看護ステーションの利用者の保険制度別傷病分類



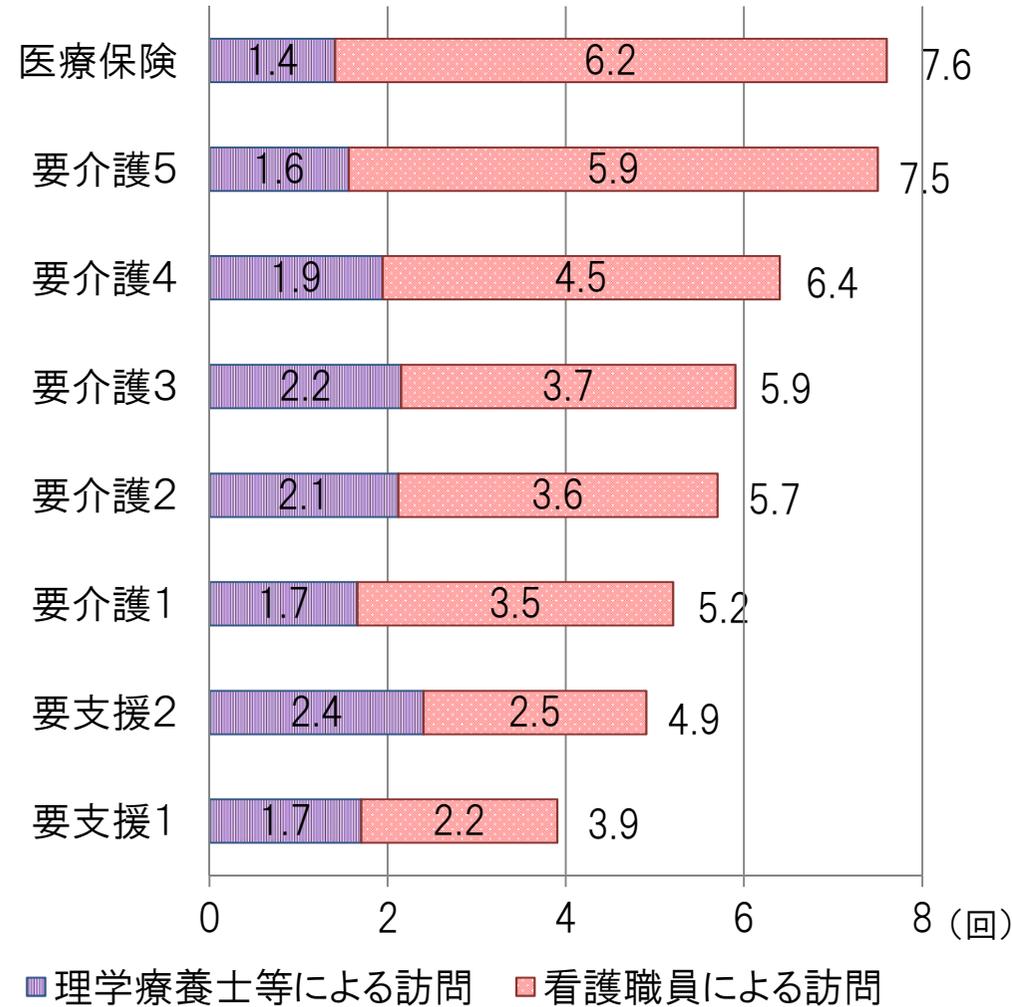
利用者一人あたりの訪問看護回数

- 利用者一人あたりの訪問回数は、医療保険が最も多く、介護保険では要介護度が重いほど訪問回数が多い。
- 職種別の訪問回数では、介護度が上がるにつれて看護職員の回数が増えている。

■ 利用者一人あたりの1か月の訪問回数の推移



■ 利用者1人あたりの1か月の職種別の訪問回数(H27)

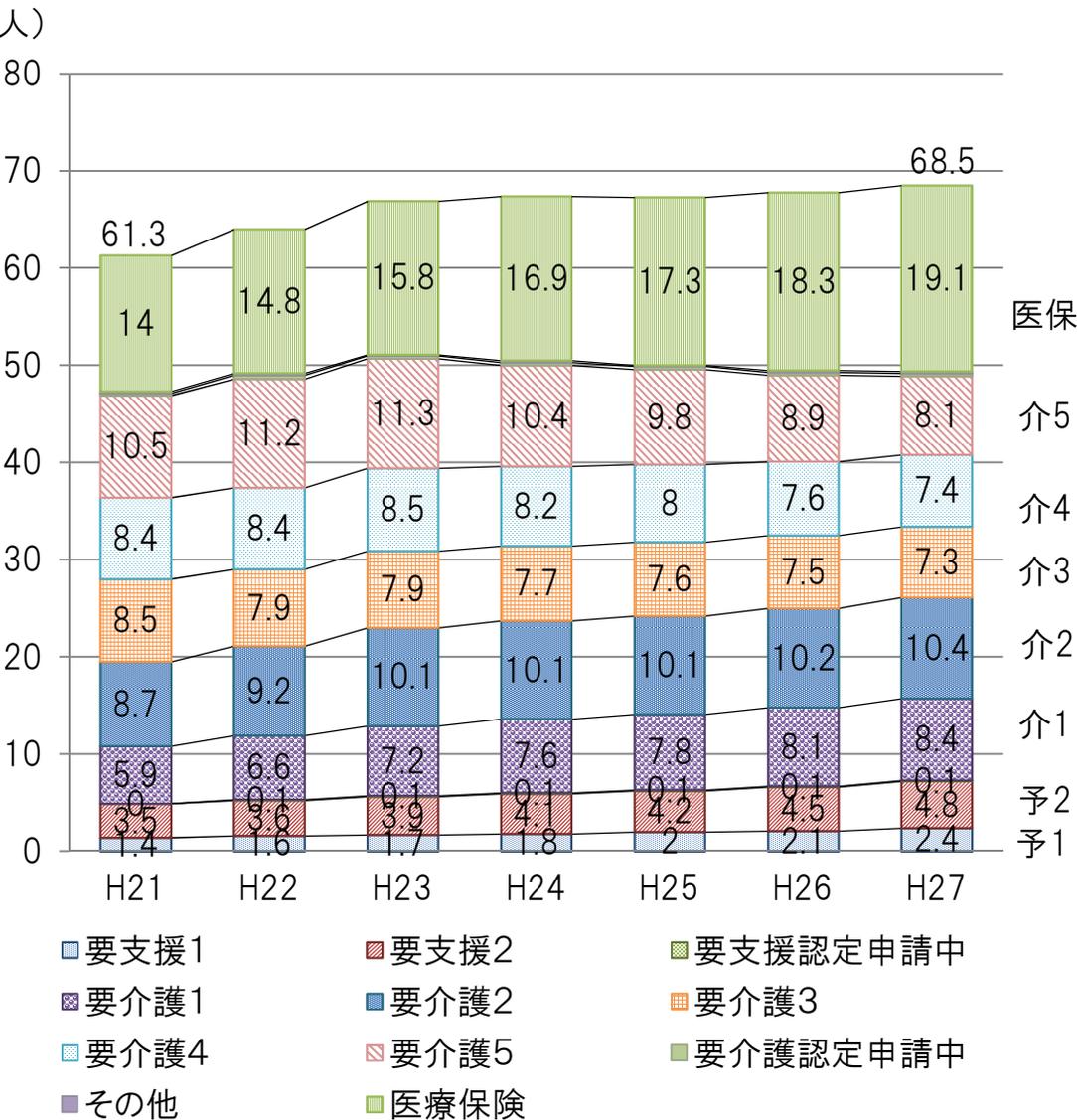


※ 理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

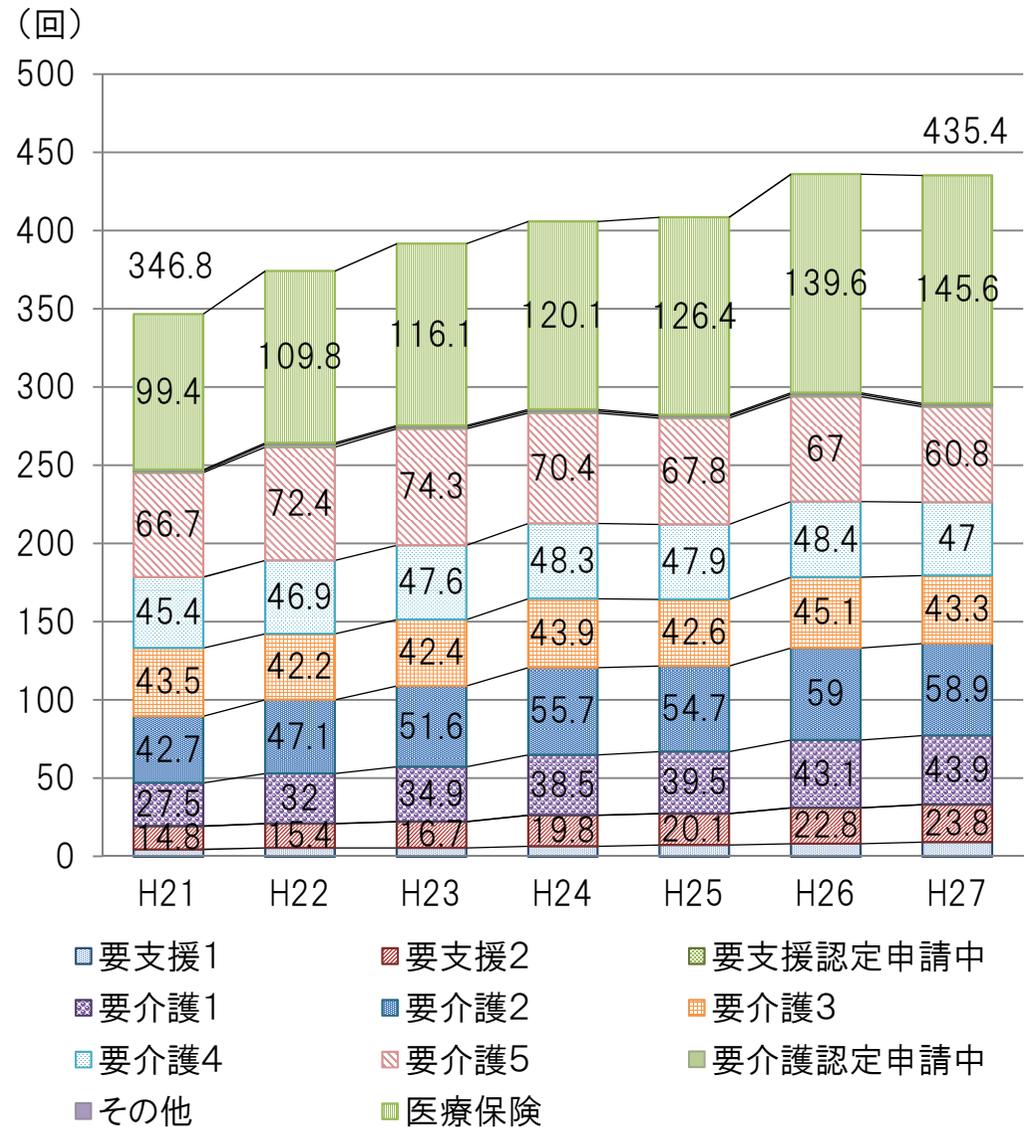
訪問看護ステーション事業所あたりの利用者数等

○ 1事業者あたりの利用者実人員数は68.5人、訪問回数は435.4回で、1事業所あたりの介護保険の利用者・訪問回数が多いが、医療保険の占める数が徐々に増えている。

■ 1事業所あたりの利用者実員人数(1ヶ月)の推移



■ 1事業所あたりの訪問回数(1ヶ月)の推移



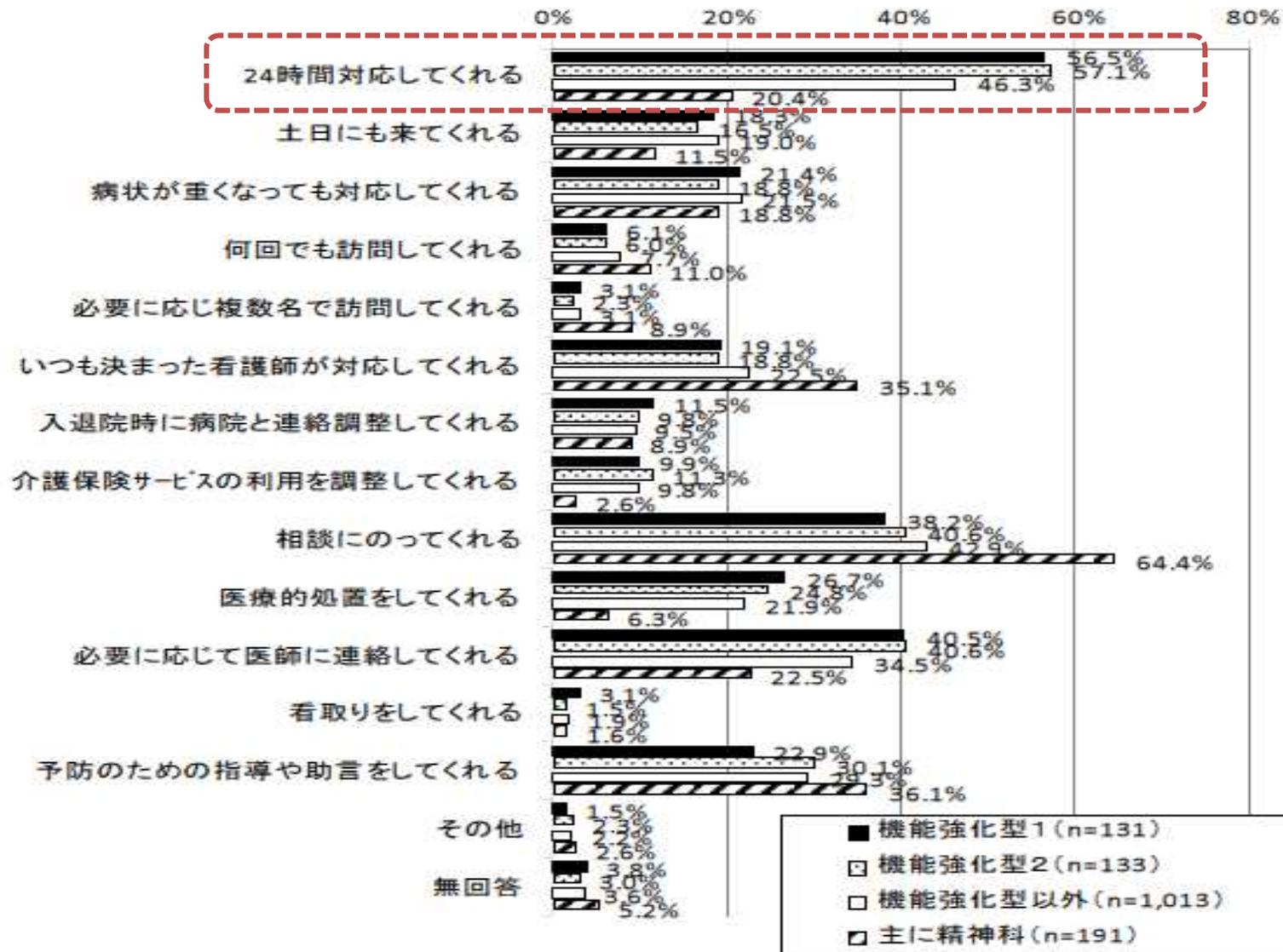
【テーマ2】 訪問看護

1. 訪問看護のサービス提供体制
2. 訪問看護に係る報酬上の評価
3. 訪問看護と看取り(24時間対応等)

利用者が訪問看護に求めること

○ 利用者が訪問看護師に求めることとして、主に精神科訪問看護を提供する訪問看護ステーション以外で「24時間対応してくれる」が多い。

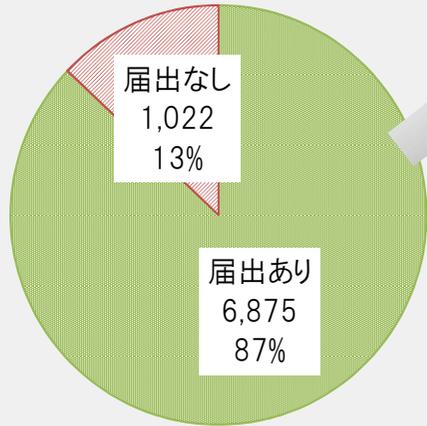
■ 訪問看護師に求めること(上位3つまで)



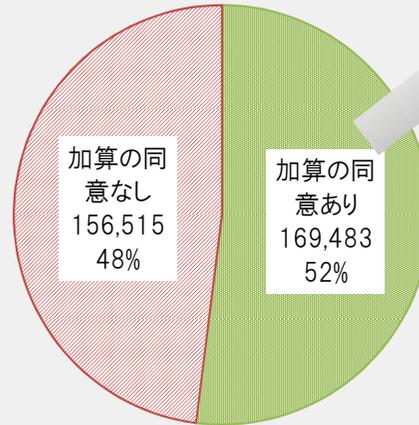
訪問看護における24時間対応体制と緊急訪問の状況

○ 介護保険と医療保険の利用者において、加算に同意している利用者の割合及び緊急訪問の利用状況に大きな違いはなく、届出をしているステーションの利用者の約半数が加算の同意をしている。

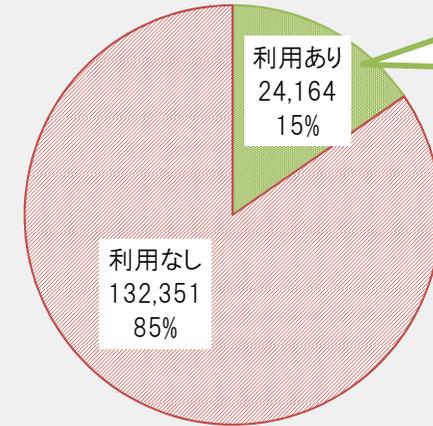
加算の届出の有無
(事業所数)



加算の同意の有無
(利用実人員数)



加算の同意者のうち、緊急訪問の有無(利用実人員数)



1人あたりの
緊急訪問回数
3.0回

介護保険

緊急時訪問看護加算

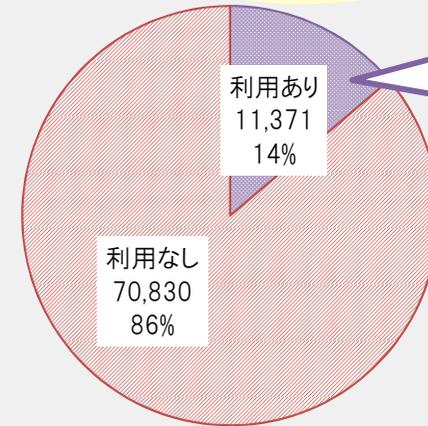
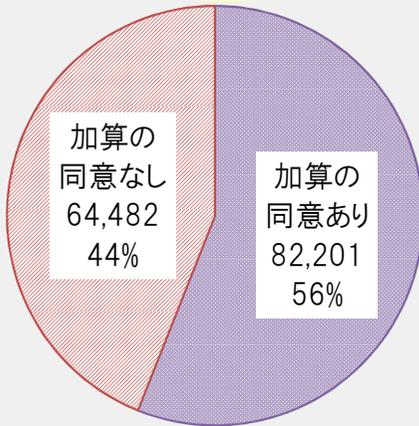
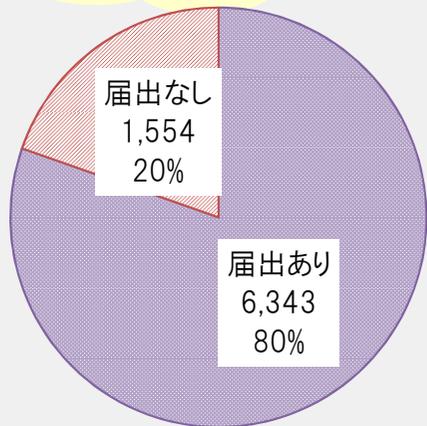
事業所の80～90%が届出あり

加算に同意している者は全利用者の約半数

実際に緊急の訪問看護を利用している者は約15%で訪問回数は約3回

医療保険

24時間対応体制加算



1人あたりの
緊急訪問回数
2.9回

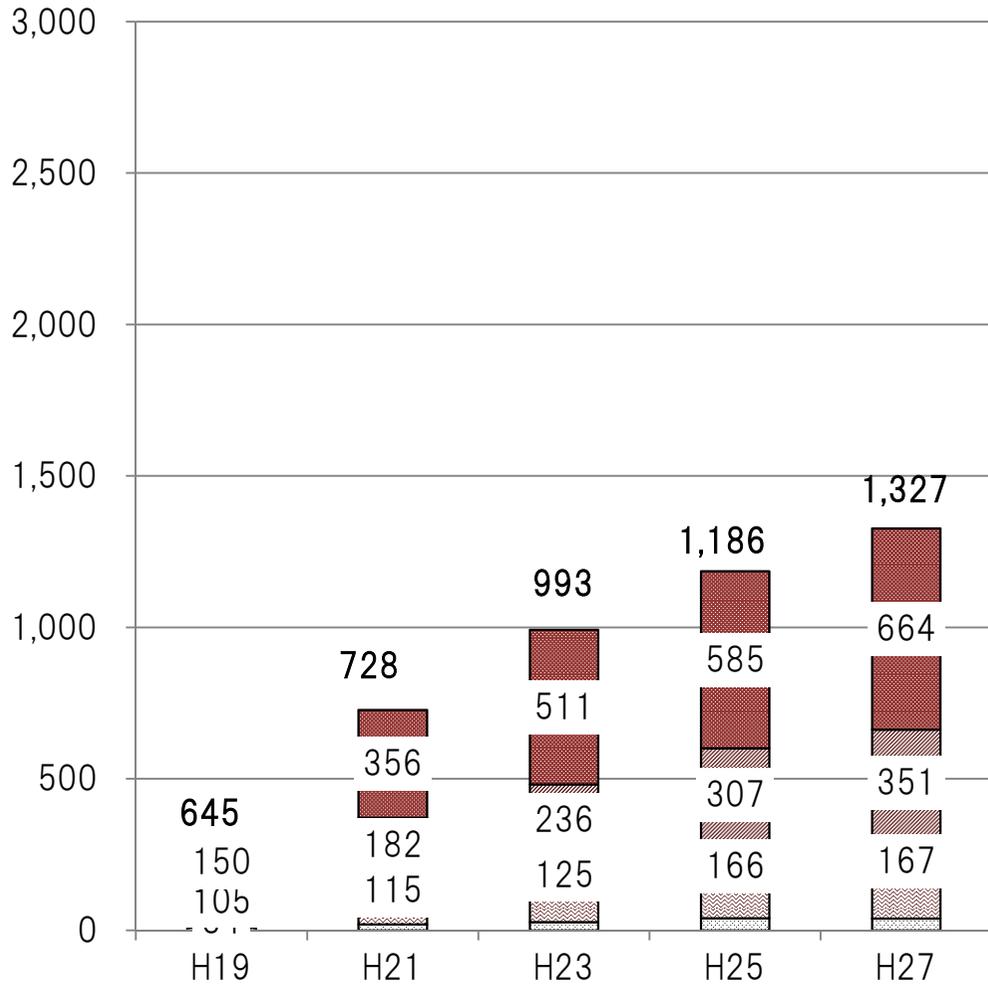
緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算：同意を得た利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、必要に応じ緊急時訪問を行う体制として届け出た場合に月1回加算

訪問看護ステーションにおけるターミナルケア利用者数

○ 平成27年9月中の死亡によるサービスの終了者では、介護保険の利用者よりも医療保険の利用者の方が多く、ターミナルケアに係る評価の算定件数も多い。

■ ターミナルケア加算(介護保険)の算定数の推移

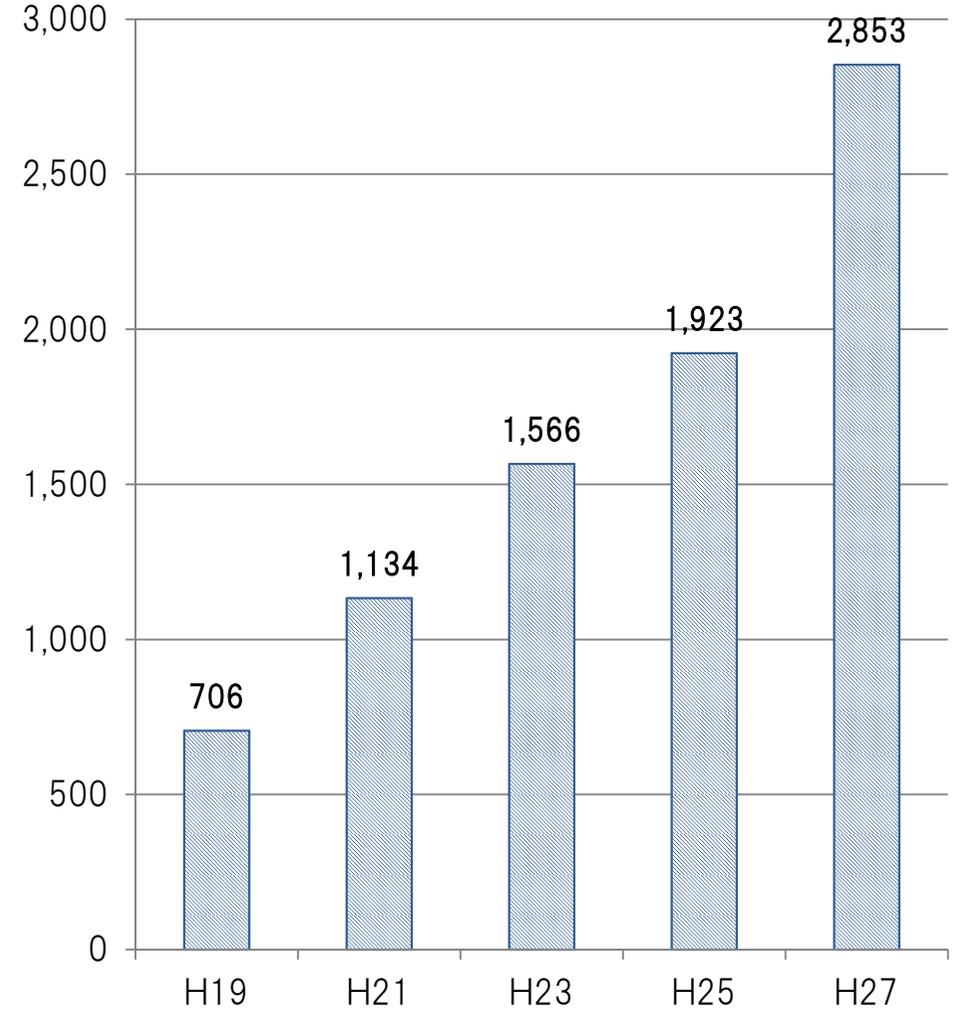
(利用者数)



■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

■ ターミナルケア療養費(医療保険)の算定数の推移

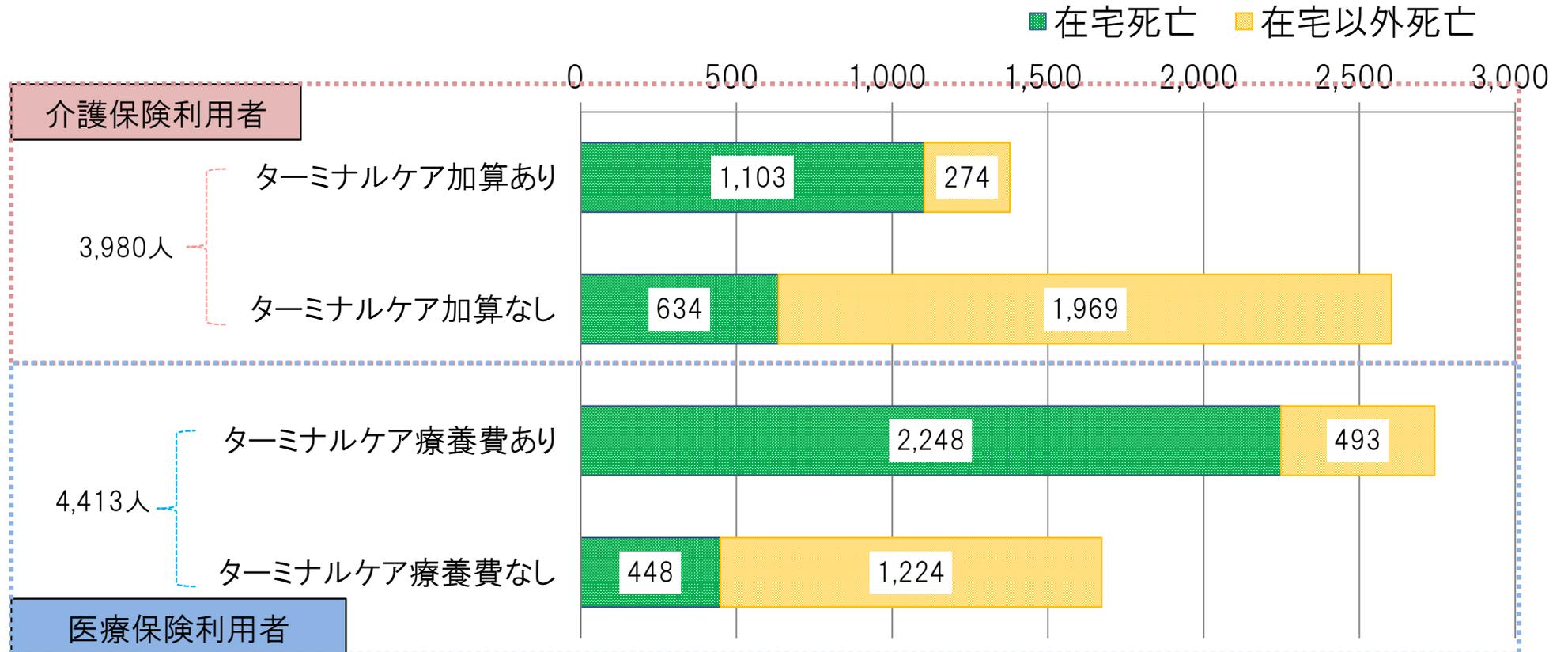
(利用者数)



訪問看護利用者におけるターミナルケアの状況

- 平成27年9月中の死亡によるサービスの終了者では、介護保険の利用者よりも医療保険の利用者の方が若干上回っている。
- ターミナルケアを受けている利用者のほうが、在宅での死亡が在宅以外での死亡より多い。

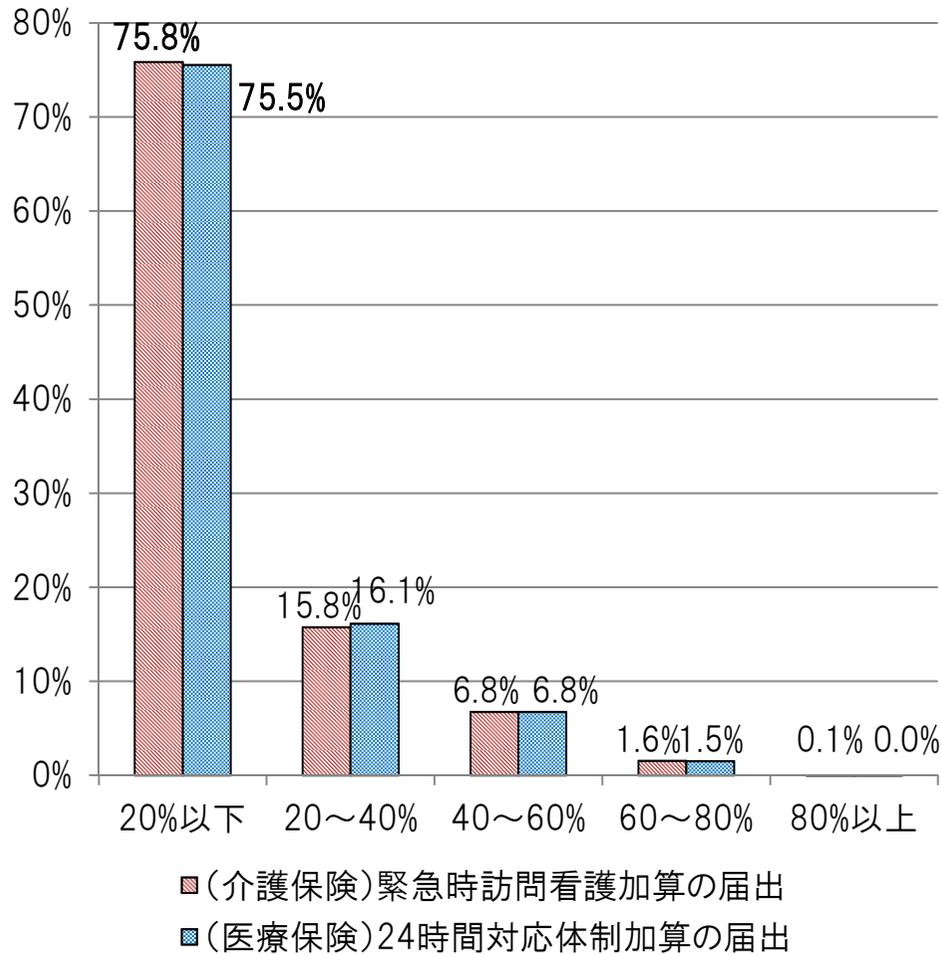
■ 平成27年9月中の死亡によるサービスの終了者数の状況（総数 8,393人）



訪問看護ステーションにおける理学療法士等従事者の状況

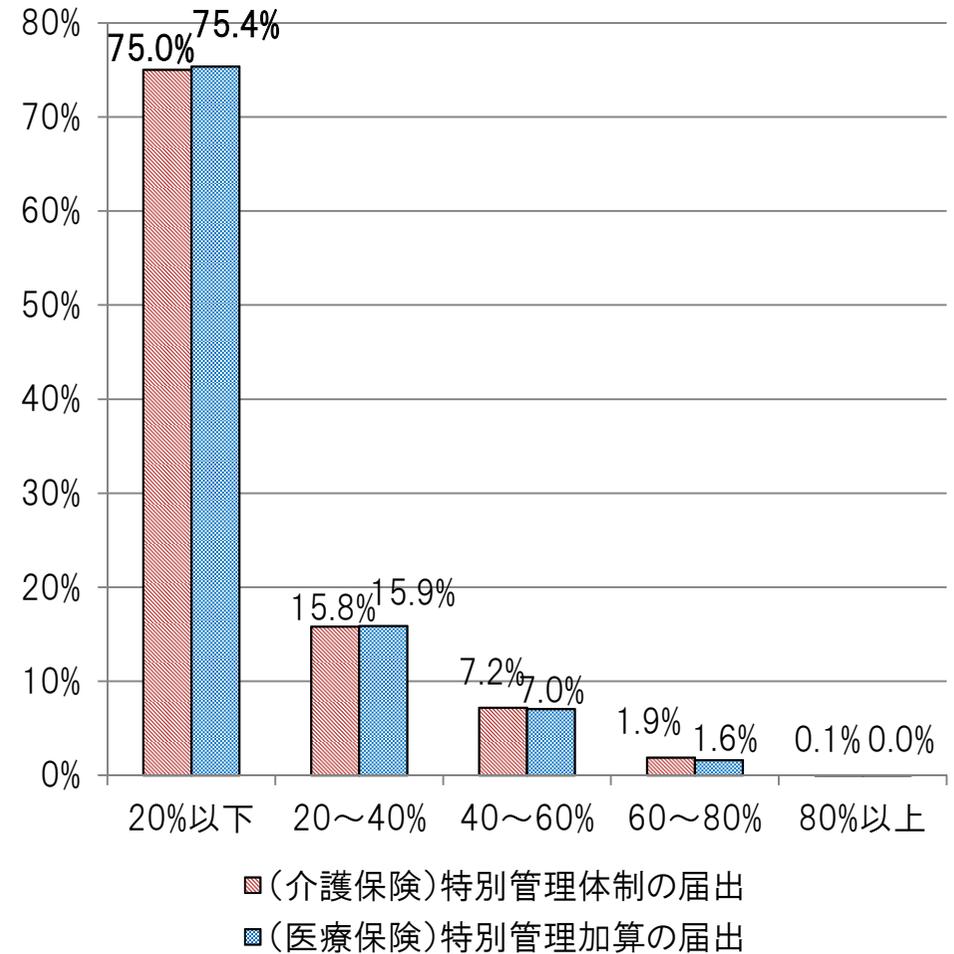
○ 理学療養士等従事者数（常勤換算）の割合が20%以下の事業所では、緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算及び特別管理加算の届出を行っている事業所の割合が高い。

■ 理学療法士等従事者数(常勤換算)の割合別の緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算の届出の割合



■ 理学療法士等従事者数(常勤換算)の割合別の特別管理加算※の届出の割合

※ 気管カニューレや人工呼吸器の使用など特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を行う場合の加算



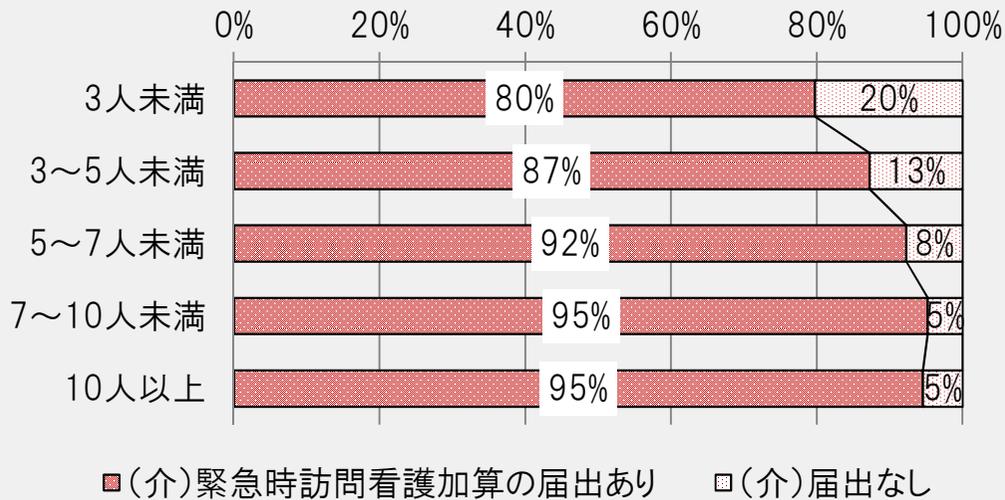
※ 理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

訪問看護ステーションの従業員規模別の届出の状況

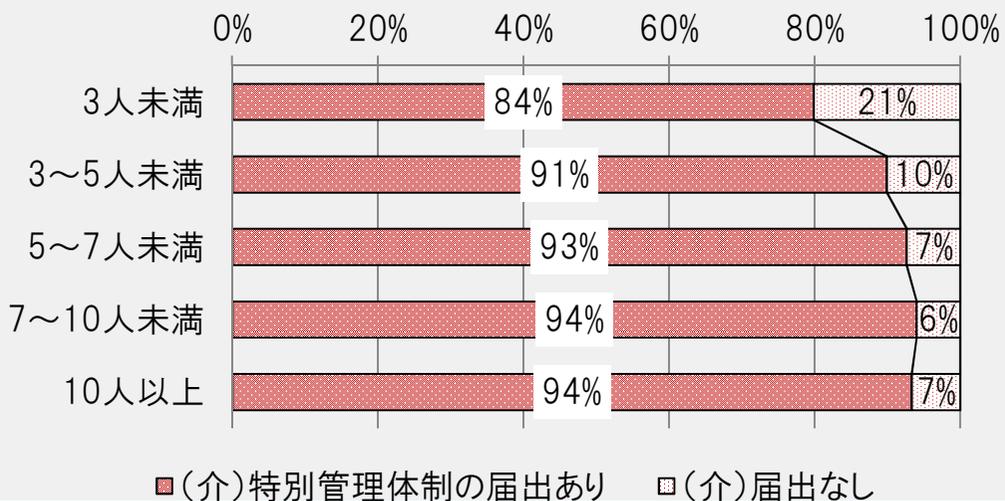
- 介護保険も医療保険もステーションの従事者が多くなるほど24時間対応に関する加算及び特別な医療的管理に対応する届出をしている事業所の割合が高い。

介護保険

■ 緊急時訪問看護加算の届出状況

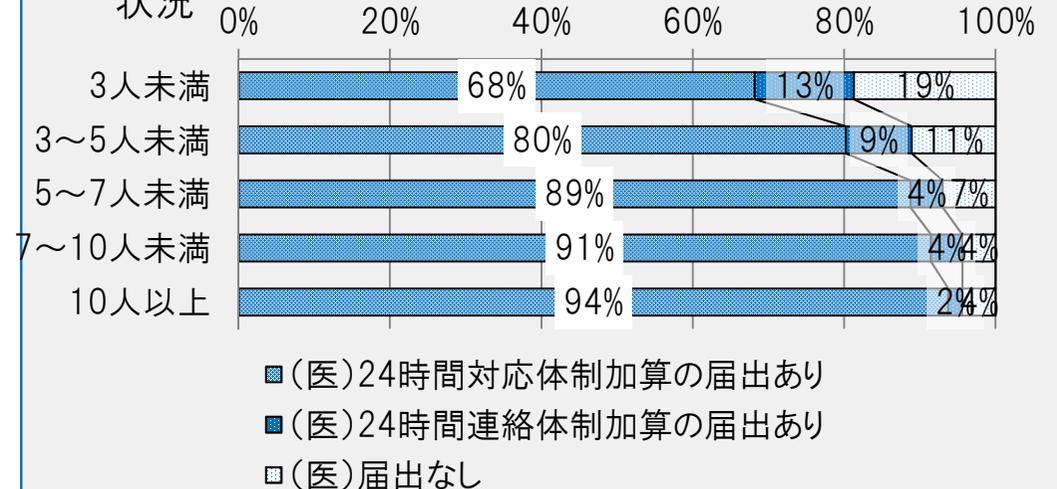


■ 特別管理加算の届出状況

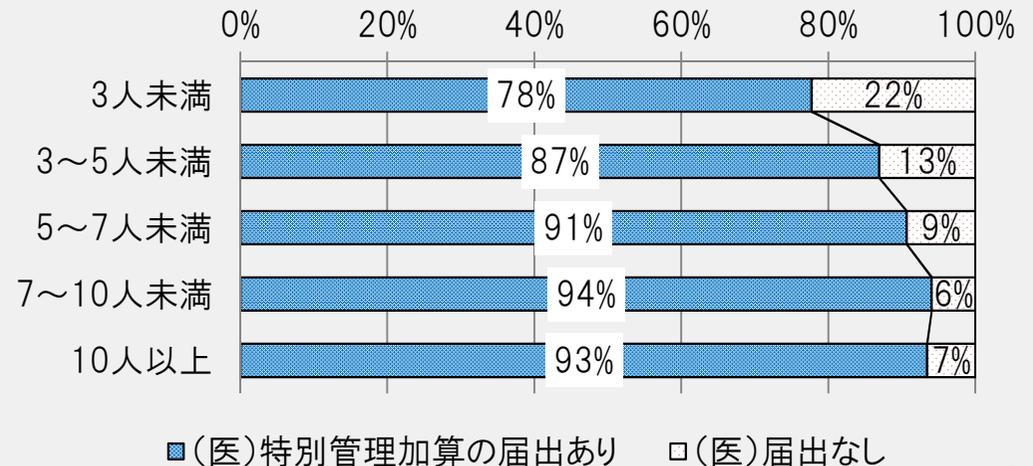


医療保険

■ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算の届出状況



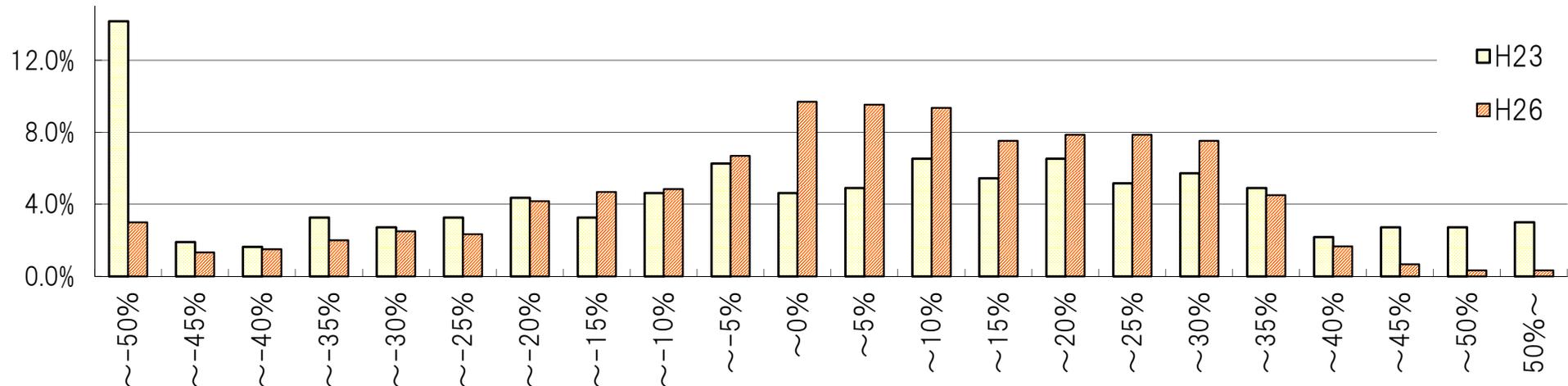
■ 特別管理加算の届出状況



訪問看護ステーションの経営状況

- 訪問看護ステーションの収支差率は、平成23年に比べてプラスの事業所が多い。
- 訪問回数が多い施設ほど職員数は多く、収支差率がプラスの事業所が多い。

■ 収支差率分布



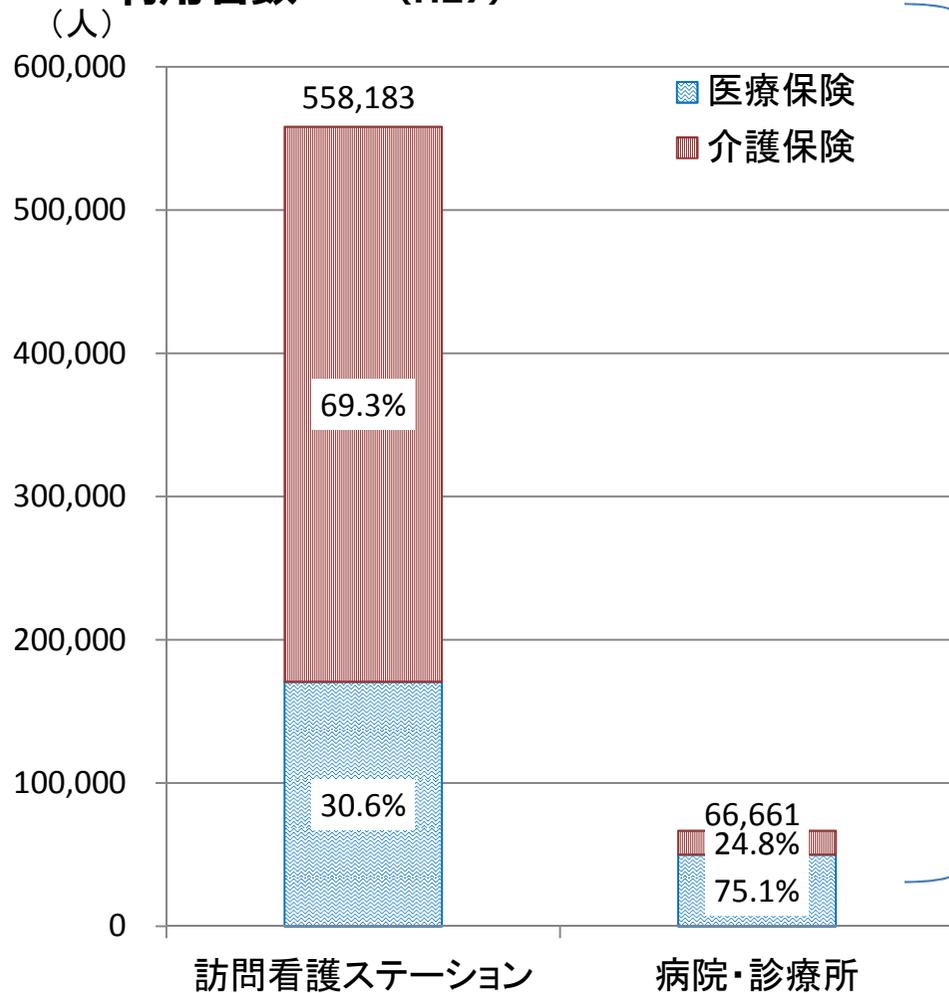
■ 延べ訪問回数別の収支差率等

	100回以下	101~200回	201~300回	301~400回	401回以上
施設数	56	153	157	86	146
収入に対する給与費の割合	83.8%	82.4%	79.0%	76.7%	73.1%
収支差率	-5.6%	-1.6%	2.0%	4.4%	9.3%
延べ訪問回数	57.9回	153.9回	241.6回	342.6回	657.1回
常勤換算職員数(常勤率)	3.8人(77.1%)	4.3人(74.0%)	6.0人(72.8%)	7.3人(69.3%)	11.1人(71.9%)
看護職員常勤換算数(常勤率)	3.1人(75.6%)	3.6人(73.4%)	4.5人(72.4%)	5.2人(67.8%)	7.0人(68.0%)
常勤換算職員1人当たり訪問回数	15.4回	35.8回	40.6回	47.0回	59.3回
看護職員(常勤換算)1人当たり訪問回数	18.7回	43.2回	53.4回	65.4回	93.5回

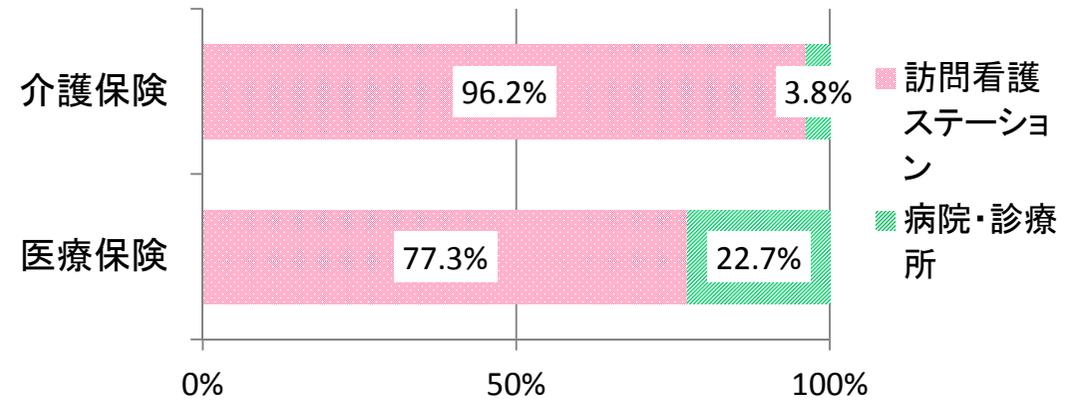
実施主体別の訪問看護

- 訪問看護の利用について、実施主体別にみると、訪問看護ステーションからの提供が多い。
- 病院・診療所からの提供は、介護保険より医療保険で実施される数が多い。

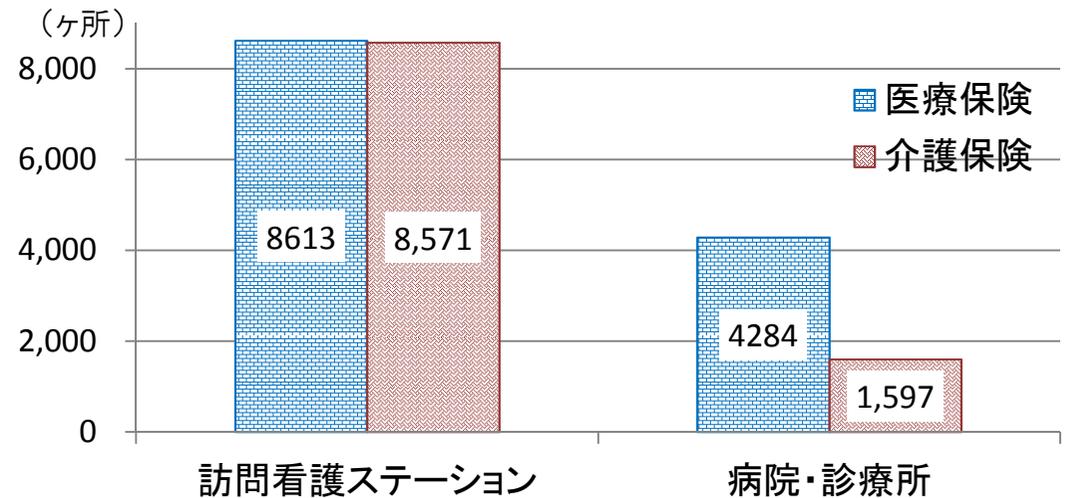
■ 1月あたりの訪問看護実施主体別の利用者数¹⁾³⁾ (H27)



■ 保険制度別の1月あたりの訪問看護実施主体別の利用者数割合¹⁾³⁾ (H27)



■ 1月あたりの訪問看護の実施施設数²⁾⁴⁾⁵⁾ (H28)



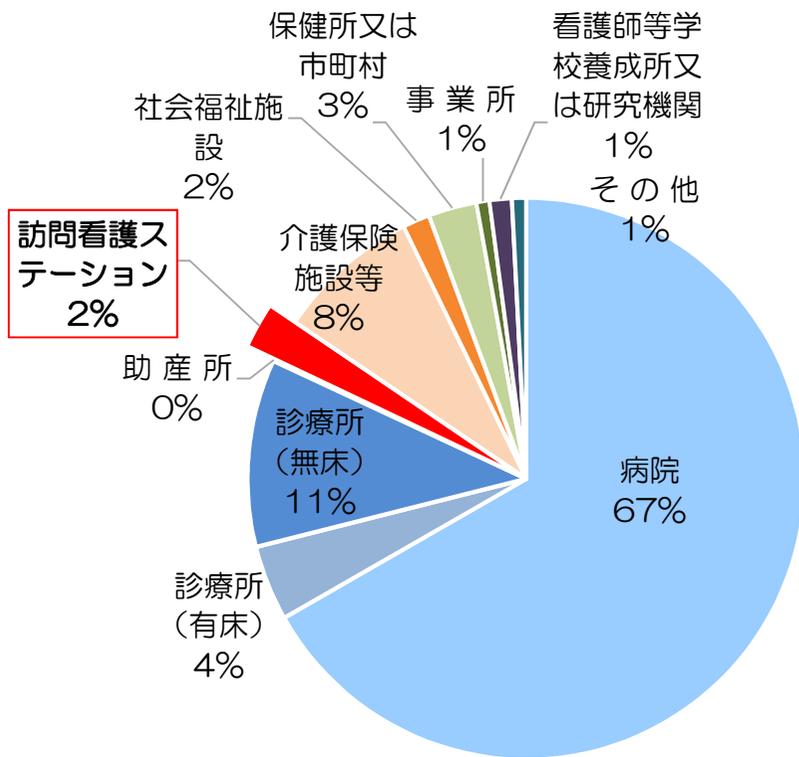
出典：1)介護給付費実態調査（平成27年6月審査分）、2)介護給付費実態調査平成28年5月審査分）、3)保険局医療課調べ（平成27年6月審査分より推計）、4)「医療費の動向調査」の概算医療費データベース（平成28年5月審査分）、5)NDBデータ（平成28年5月診療分）

訪問看護ステーションの就業者数の推移

- 就業している看護職員のうち、訪問看護ステーションに就業しているのは約2%である。
- 訪問看護ステーションに就業している看護職員数は年々増加している。

■ 就業場所別看護職員数（常勤換算）

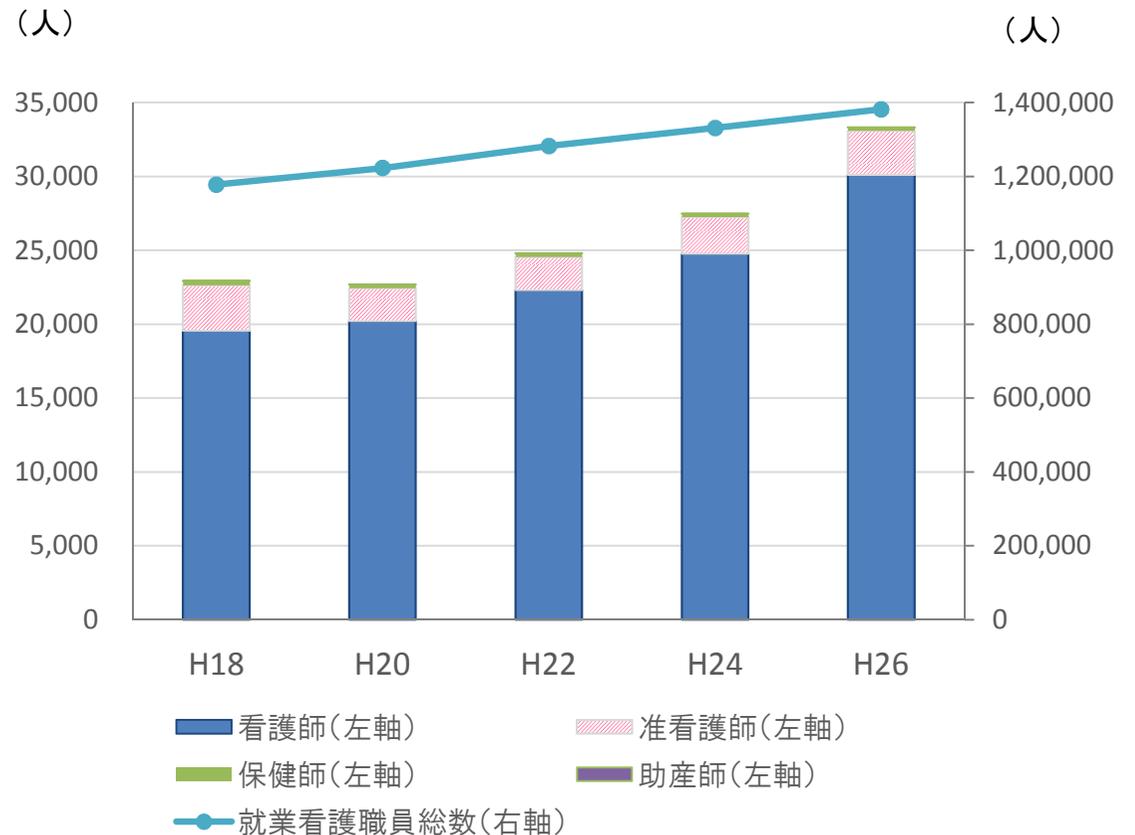
（平成26年12月末現在）



※看護職員：保健師、助産師、看護師、准看護師

■ 訪問看護ステーションの就業看護職員数（常勤換算）

と総看護職員数の推移（各年年12月末現在）

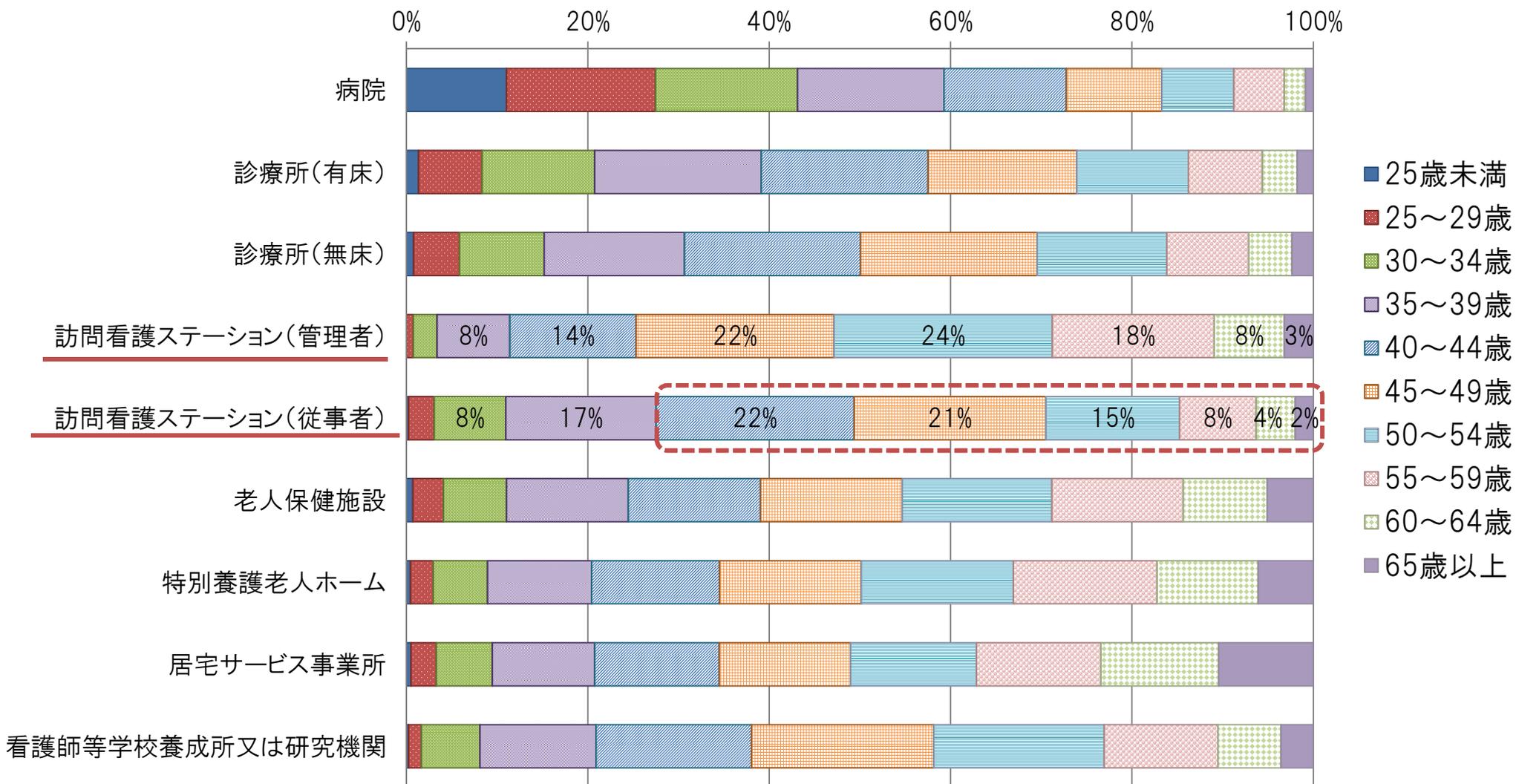


※就業看護職員総数：就業している保健師、助産師、看護師、准看護師の総数

就業場所別の看護師の年齢階級別割合

○ 訪問看護ステーション（従事者）の看護師は、40代以上が7割を占めている。病院の看護師は20～30代の職員で半数を占めている。

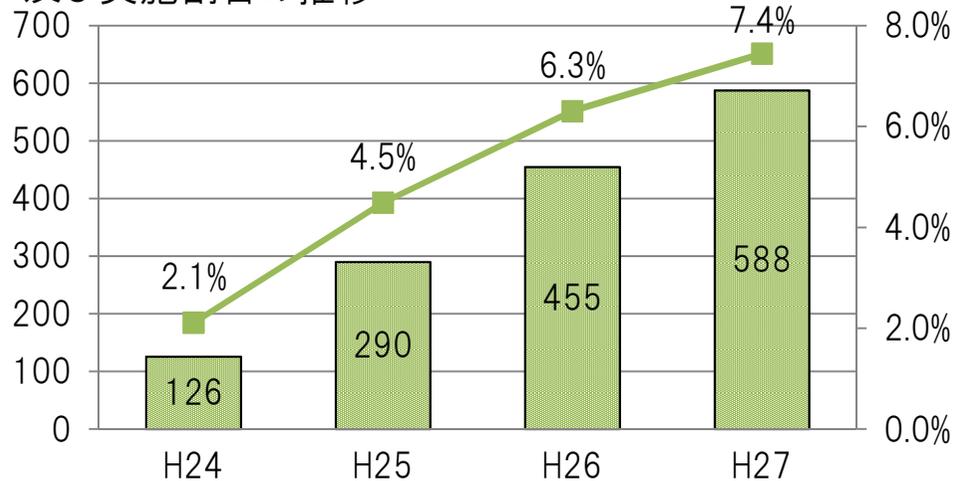
■ 就業場所別の看護師数(実人員)の年齢階級別割合



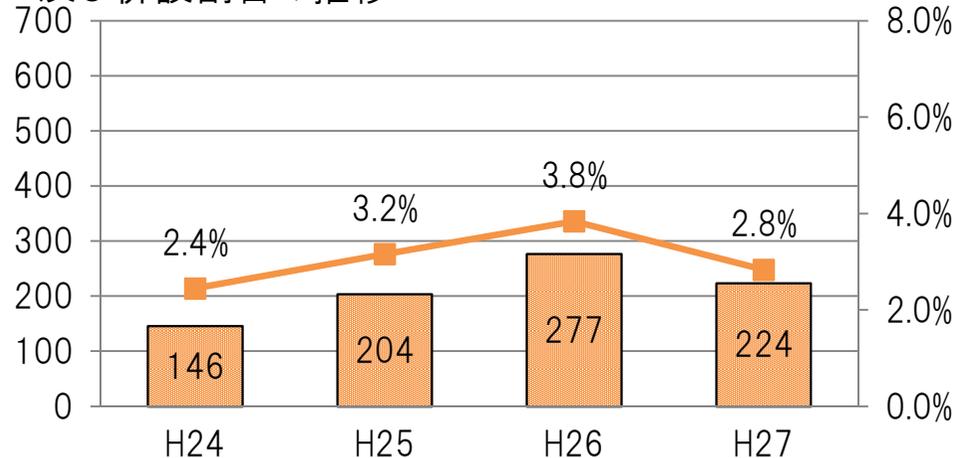
訪問看護ステーションが併設で行う事業

- 訪問看護ステーションのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携しているステーションは増えているものの、看護小規模多機能型居宅介護を併設しているステーションの数は伸び悩んでいる。
- 看護小規模多機能型介護事業所のうち、訪問看護ステーションが開設した場合は、医療ニーズの高い利用者を多く受け入れている。

■ 定期巡回との連携型を実施している訪問看護ステーション数及び実施割合の推移

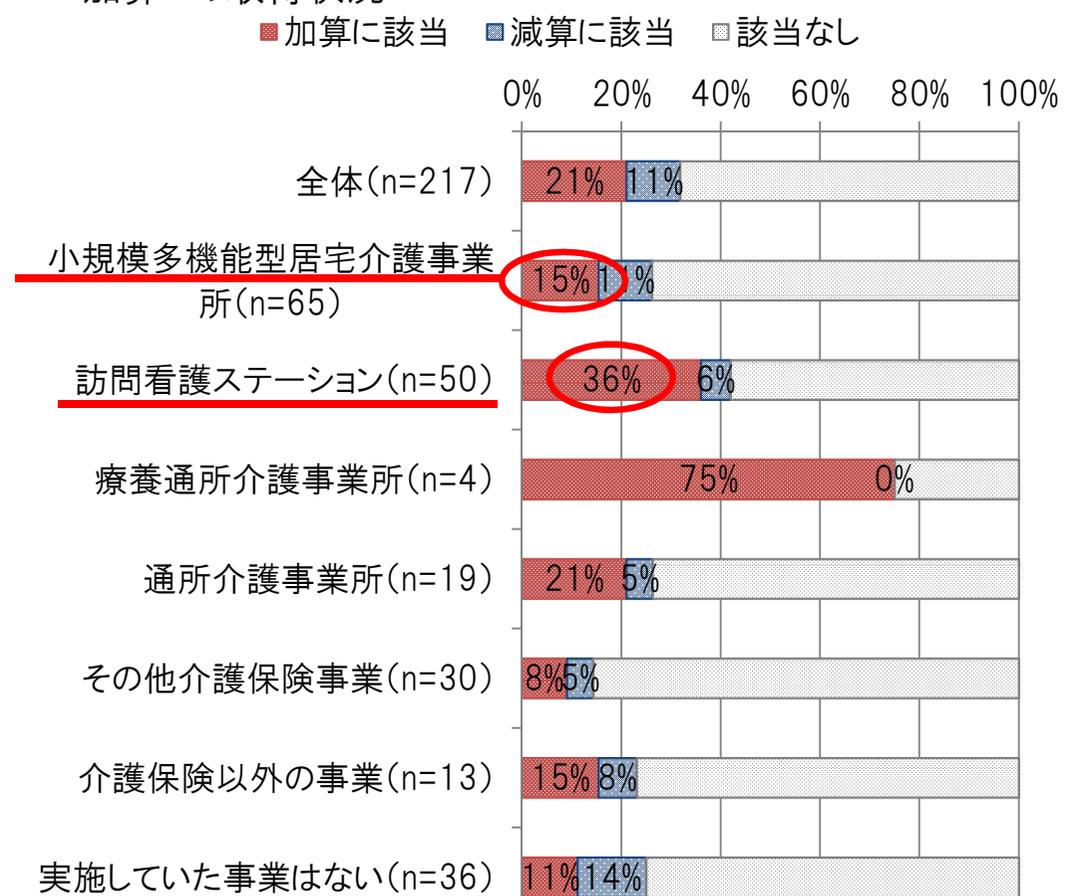


■ 看多機を併設している訪問看護ステーション数及び併設割合の推移



出典：平成27年介護サービス施設・事業所調査

■ 看多機事業所開設前の事業別の訪問看護体制強化加算*の取得状況



* 訪問看護体制強化加算：看護小規模多機能型居宅介護サービスにおける医療ニーズの高い利用者への対応体制を評価

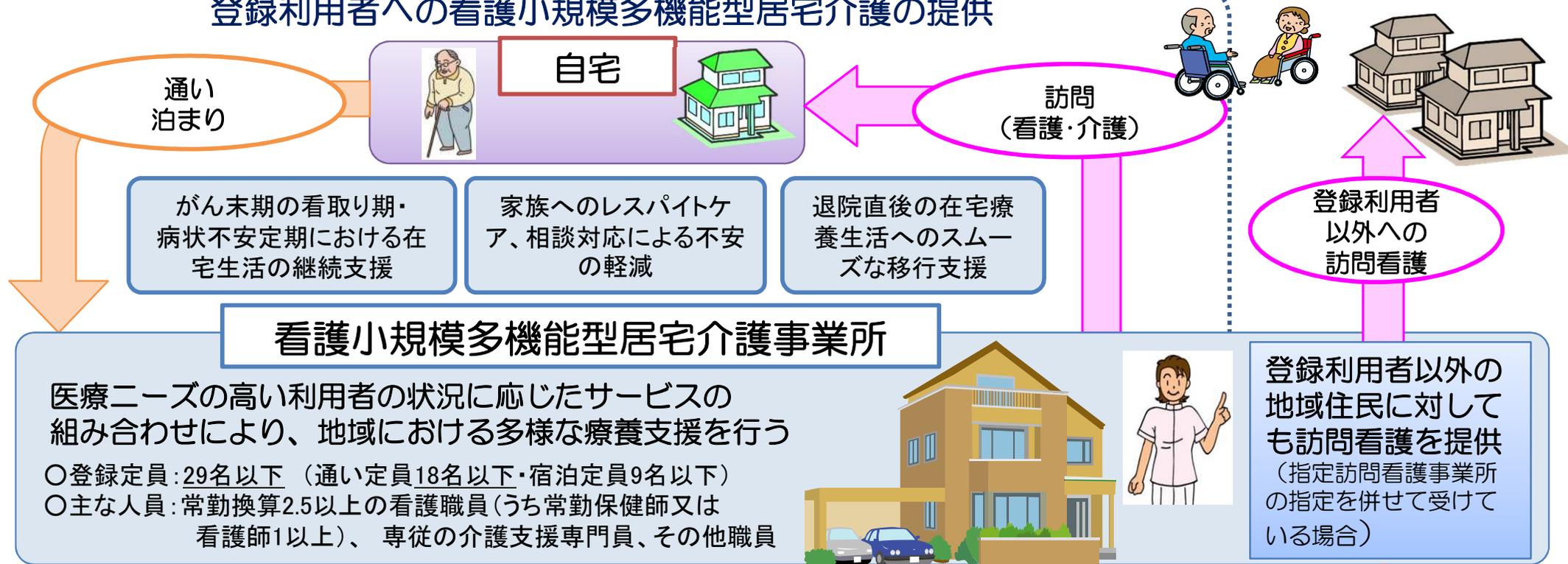
出典：平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査「看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業」

(参考) 看護小規模多機能型居宅介護

概要

- サービスの普及に向けた取組の一環として、サービス内容が具体的にイメージできる「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する（運営基準事項）。

登録利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供



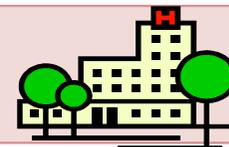
運営推進会議等による連携

- ・地域住民の代表者
- ・市町村又は地域包括支援センターの職員等



入院・休日夜間の対応

- ・協力医療機関
- ・協力歯科医療機関
- ・バックアップ施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等)



密接な連携
訪問看護指示

- ・主治医

